

令和 2 年度  
自 己 点 検 評 価 書

令和 3 (2021) 年 3 月  
日本保健医療大学



## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1  |
| II. 沿革と現況                        | 6  |
| III. 日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価    | 8  |
| 基準 1. 使命・目的等                     | 8  |
| 基準 2. 学生                         | 15 |
| 基準 3. 教育課程                       | 36 |
| 基準 4. 教員・職員                      | 49 |
| 基準 5. 経営・管理と財務                   | 60 |
| 基準 6. 内部質保証                      | 70 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価          | 74 |
| 基準 A. 地域貢献・社会連携                  | 74 |
| 基準 B. 国際化に対する医療職教育               | 79 |
| 基準 C. 実習                         | 82 |
| V. 特記事項                          | 89 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧                   | 90 |
| VII. エビデンス集一覧                    | 97 |
| エビデンス集（資料編）一覧                    | 97 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神（設置の背景と趣旨）

我が国は、第2次世界大戦後、国民のたゆまぬ努力により、世界有数の経済大国・技術大国に成長した。経済成長により社会資本の整備と社会保障の充実が図られた。1961年には国民皆保険が実現し、安心して医療を受けられる法制度も整備されてきた。国民栄養の改善、公衆衛生の向上、医療技術の進歩など国民の健康を取り巻く環境は著しく改善されてきた。乳幼児死亡率の低下も相まって、日本人の平均寿命は延び、世界一の長寿国になった。今日では、諸外国が経験したことのないスピードで高齢化が進み、その対応に様々な対策が講じられている。

このような超高齢社会にあって、すべての国民が豊かな老後を過ごすためには、国民一人ひとりが心身ともに健康で生きがいをもち、日々充実した生活が送れるような社会を整備することが必須である。このために保健医療分野は言うに及ばず、社会福祉政策、保健医療福祉システムの整備、人材育成の充実が急務となってきた。

今日の保健医療現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当る必要性が叫ばれており、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

看護は、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和を援助することを目的とした行為であり、人間を対象とする実践の科学である。

看護活動の場においても、高度医療技術を支える病院や高齢者福祉の場、在宅医療、地域保健等広範囲となり、看護業務の複雑化・多様化、医療技術の高度化など看護職に高度な知識・技術が要求され、さらに人間の生活全般にかかわる総合的な能力を身につけた看護師でなければ、対応ができなくなっている。

こうした社会の動きを受けて、看護専門教育も知識、技術両面にわたって関連する多くの学問領域の新しい発展に呼応してますます大きな発展を見ている。従来のような専門学校や短大等の定形型の職業教育では社会的要請に十分に應えることはできず、大学における看護専門職の基礎教育として明確な科学的な学問体系と理論、技術はいうにおよばず対象を人間そのものとしている以上、人間性に関連する幅広い分野についての基礎知識も学ぶことが必要となっている。

したがって、看護専門職の先端教育を、看護系大学を通して制度化することが望まれている。ただ単に、職業教育によって知識・技術を修得しただけでは不十分で、前述した、科学としての医療技術の進歩発展および人間性の向上を社会的要請の新たな深化と受けとめ、自らの知識・技術を常にブラッシュアップし続けていかなければならない。そのためにも、看護系大学を起点に、必要に応じてリカレント教育や情報発信を通じて、最新の技術や情報を人々が学べるようにすることも大きな意味を持っている。

また、国際化時代といわれて久しいが、国際化は看護の現場にも浸透してきている。さまざまな文化を有する人々が自由に往来しており、看護専門職として接する機会も増えている。これにこたえ看護の知識・技術を十分に発揮するためには、国際看護師協会が提案しているように、看護専門教育は大学レベルで行うことが望ましいとの考えを示し、各国と

も積極的に取り組んでいることは周知のとおりである。このことから、看護職に求められる能力は質的に高まり、人々の健康生活の質を高めるとのできる看護実践能力（人を人として尊重し、生命の尊厳性を大切にした看護の思考力と科学的根拠に基づいた問題解決能力等）や国際的視野で物事をとらえ判断する能力、地域におけるヘルスプロモーションを構築し、他職種との連携を図り活動できる看護職が求められている。今日、このような社会のニーズに応えることのできる人材の育成を図る必要がある。

日本保健医療大学は、こうした基本的な考え方にに基づき、社会の求める看護専門職、および次の段階においてはその他の専門職を育成するために建学されたものである。

## 2. 大学の基本理念

### （1）大学の理念

日本保健医療大学は、人間性（儒教の三綱五常の精神を基本とする）の高揚（人間性の復活から、人間性の高揚へ）と、共存共栄の精神（共済主義、又は共済主義精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療の専門職を育成し、人類の平和と高度な人類文化の実現に貢献することを目標とする。

### （2）保健医療学部理念

建学の精神および大学の理念を基本理念とし、社会的ニーズ、教育理念を包括した概念を基に、生命の尊厳性に基づき、人間性を高め、人間教育を中心として創造的で学際的・国際的視野に立って、倫理的・論理的な実践能力を育成し、保健医療学の発展・地域社会に貢献できる人材を育成する。

- ① 豊かな人間性の涵養と人間相互の共存共栄の目標に自らの行動選択が適切であるかどうか判断する、慈愛の心と倫理観ならびに責任感を深める。
- ② 医療人として、科学技術に基づく正確な且つ高度な保健医療福祉の学問研究の知識と医療現場における臨床の知識・技術を修得する。
- ③ 地域社会に根ざしたヘルスケアを実施できる能力を養う。
- ④ 国際的視野から問題解決を考えることができる能力を養う。
- ⑤ 知的好奇心や幅広い視野と思考判断力の向上、学生個々の創造性・学習意欲を促進する。

以上の理念に基づき、看護師、保健師、理学療法士を育成する。

## 3. 使命・目的（人材の育成）

日本保健医療大学は、基本理念に基づき、以下に掲げる特性を備えた看護専門職及び理学療法士の育成を目指す。

### （1）深い教養と豊かな人間性を備えた人材の育成【人間性】

人間の健康には身体的側面のみならず、精神的、社会的側面などのすべてが含まれる。したがって、保健医療福祉に携わる者は、幅広い教養に根ざした豊かな人間性を備えることが重要である。そのためには、幅広い視野、および倫理観と慈愛の心を共に備えた高度な知性・感性を有する人材を育成する。

(2) 高度な専門性と総合的な視野を持ち、独創性・指導性の発揮できる人材の育成【専門性】

看護の現象を総合的に判断できる能力を養い、高度な専門的知識・技術を修得し、それぞれの分野において創造的な技術開発や知識体系を探究できる人材を育成すると共に、リーダーシップを発揮でき、且つ協調性を有する人材を育成する。

(3) グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成【国際性】

保健医療・福祉の分野においても、グローバルスタンダードは確実に発展している。

今後は保健医療福祉に関する人材交流においてもグローバル化は必須である。

そのため、語学力の一層の向上と国際的感覚を養うためイギリス等の本場での語学研修を実施することによって、国際的に通用する専門的知識・技術を世界と共有できる能力を有する人材を育成する。

(4) 協調性を有し地域社会を含む多様なニーズに貢献できる人材の育成【社会性】

高齢社会における全人的保健医療・福祉は病院等におけるケアだけでなく、在宅ケアや地域の保健福祉計画の推進も重要となり、地域社会における看護の役割も今後ますます重大となってくる。そのような社会にあって、看護とケアにおいて指導的役割を担うと共に、協調性と利他優先の精神をもって、病める人々に貢献できる人材を育成する。

#### 4. 大学の個性・特色

本学の目的は、本学の教育理念に基づき、幅広い教養と豊かな人間性・国際的視野を備え、高度の専門知識・技術を持って幅広く保健医療・福祉の場において活動できる専門職を育成することである。従って、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を掲げている4つの人材育成像を実現するため教養教育と専門教育のバランスのとれた学修が重要である。

今日の保健医療現場では、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当るチーム医療が重要であることから、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

保健医療学部は、自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を図るとともに、人々が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で安心でき健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することとしている。

教育課程の特徴は、大学の理念に基づき、「人間性」、「専門性」、「国際性」、「社会性」を基軸に、看護・福祉を人間総合科学の一分野としてとらえ、①人間を総合的、多面的に理解する能力、②豊かな人間性の獲得、③国際的視野で物事をとらえ判断する能力、④人と人との関係性を形成保持するコミュニケーション能力、⑤保健・医療・福祉分野における情報収集と処理能力、⑥科学的思考能力、の育成を行う。また、そうした能力を地域社会の中で、実践的職業人として生かしていけるための応用力・実践力の育成を図ることを特徴としている。

### （１）看護学科

看護学科は、病院や診療所等の臨床現場で即実践的に役立つ看護の知識と技術の修得はもちろんのこと、看護専門職としての社会的責任を果たすと同時に、国民が健康な生活を送ることができるように人間の生活を中心とした看護の考え方を基に看護援助方法を学び、人々の健康増進、疾病予防、健康回復、苦痛の緩和、終末期ケアなどの場において広く活動できる有能な人材を育成する。

また、保健・医療・福祉は、ともに人々の健康や生活と深く関係する学問領域であり、看護学科においては、それぞれの目標に向かいつつ互いに切磋琢磨し、また他者、他職種を理解し協働・連携する学習体験を通して、さらに看護学の専門性を追求する学部教育を実践する。

要すれば、看護学科の特色は、幅広い教養と豊かな人間性を備え、専門的知識・技術を修得し、保健医療・福祉領域において活躍できる看護実践者の育成を目的とした教育環境とカリキュラムの提供である。

４年間の学びにおける「理論－演習－実践－統合」のプロセスを経て、理論と実践の関連を基にした看護実践活動と将来さらに看護の専門性を追究していくとともに、保健医療福祉の担い手として他のチームメンバーと協力しながら変革していくことができるリーダーとしての看護専門職者の教育に取り組むことをめざしている。

教育実践に当たっては、学生の持っている特性を伸ばし、ユニーク性と心身とともに調和よく発展させ、思考力と判断力を高め、慈愛的・倫理的価値観を形成できるよう教育支援を行う。

さらに、社会のニーズに応えるために、教育・研究・実践を通して看護学の発展に寄与できる人材の育成をする。

### （２）理学療法学科

理学療法学科の教育目的は、次の通りである。

- ① 豊かな人間性に基づき全人的なかかわりを持てる姿勢を身につける。
- ② 論理性、クリティカルシンキングを基礎に、理学療法の学問研究および医療現場に必要な知識と技能の習得を目指して、新しいことへ意欲的に挑戦する姿勢を身につける。
- ③ 国際的視野を持つ姿勢を身につける。

理学療法学科の教育目標は、次の通りである。

- ① 人間性：深い人間理解に基づいた、人に寄り添える理学療法士の育成

豊かな教養を身につけ、高い倫理性を涵養し、自らの人間性を高揚させることにより人間を深く理解し、弱者に寄り添い共に生きる社会を実現できるような理学療法士の育成を目指す。

- ② 専門性：責任ある専門家として他職種と連携できる理学療法士の育成

高度なチーム医療の中で、責任をもって理学療法士としての専門性を発揮しながら、他の職種と連携できる、さらにはリーダーシップを発揮できる理学療法士の育成を目指す。

- ③ 国際性：国際社会に貢献できる理学療法士の育成

理学療法を通して、地域社会のみならず国・人種などを越えた人類の健康に自主的かつ

創造的に貢献できる、国際性をもった理学療法士の育成を目指す。

④ 社会性：変化する社会と進歩する科学に対応できる理学療法士の育成

眼前の現象だけに惑わされることなく基本を重視しつつも、常に向上心と探究心を持ち、変化する社会と進歩する科学に柔軟に対応できる理学療法士の育成を目指す。

⑤ 総合性：多様で広範な理学療法ニーズに対応できる理学療法士の育成

基礎分野の教育に力を入れ、急性期から生活維持期まで、新生児から高齢者まで、また運動器系分野・神経系分野・内部障害系分野といった多様で広範な理学療法ニーズに対応できるジェネラリストとしての基盤を固め、その上でさらに自らの得意分野を伸ばしてスペシャリストを目指せるような理学療法士の育成を目指す。



## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

戦後 75 年の間に、わが国は、高度経済成長、石油ショック、バブル経済の崩壊、アメリカ発の経済危機といったさまざまな社会経済情勢の変動を経験した。また、少子高齢化社会が急速に且つ確実に進行することが今後も予想される中、わが国の社会状況について多くの課題が存在している。

特に社会保障の分野では、介護、福祉、少子化対策、医療、雇用等の課題が山積しており、改めてこれらの課題の在り方を考える重要な時期を迎えている。

私たちが設立した「日本保健医療大学」は、このような社会情勢の下に今後将来を担う、医療分野の専門職、技術者、研究者、教育者の育成を目指している。保健医療分野において次の 3 つの目標を掲げ、埼玉県幸手市において平成 22(2010)年 4 月に開学した。

下記の目標を掲げ、これからの社会保障の課題の一端を担い、保健、医療の分野を中心に役割を果たしていくものである。

- (1) 超高齢社会における国民福祉および保健医療の充実に寄与する。
- (2) 特に看護学、リハビリテーション、医療心理学、医学分野等の充実に寄与する。
- (3) チーム医療のための保健医療専門職の養成と資質の向上に寄与する。

日本保健医療大学は、公私協力型として地域の健康づくり施策との関わりを持ちながら、地域ならびに社会の発展に貢献していく。本学の主たる沿革は表Ⅱ-1-1 のとおりである。

表Ⅱ-1-1 本学の沿革

| 年月                | 事項                                                                                                        |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 21(2009)年 10 月 | 日本保健医療大学 保健医療学部看護学科 設置認可                                                                                  |
|                   | 学校法人共済学園 認可                                                                                               |
| 平成 21(2009)年 11 月 | 学校法人共済学園を設立                                                                                               |
| 平成 22(2010)年 4 月  | 日本保健医療大学を開学<br>保健医療学部 看護学科（入学定員 100 人）を<br>埼玉県幸手市幸手に開設                                                    |
| 平成 26(2014)年 3 月  | 第 1 回学位授与式を举行                                                                                             |
| 平成 27(2015)年 2 月  | 第 1 回看護白衣式を举行                                                                                             |
| 平成 28(2016)年 1 月  | 法人名を「学校法人共済学院」に変更                                                                                         |
| 平成 28(2016)年 3 月  | 大学機関別認証評価を受審<br>評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に<br>適合していると認定された。                                                |
| 平成 29(2017)年 4 月  | 保健医療学部 理学療法学科（入学定員 80 人）を<br>埼玉県幸手市平須賀に開設<br>看護学科所在地の正式名称を「幸手北キャンパス」とした。<br>理学療法学科所在地の正式名称を「幸手南キャンパス」とした。 |

## 2. 本学の現況

## ・ 大学名

日本保健医療大学

## ・ 所在地

〒340-0113 埼玉県幸手市幸手 1961-2 (幸手北キャンパス)

〒340-0145 埼玉県幸手市平須賀 2-555 (幸手南キャンパス)

## ・ 学部構成

保健医療学部

看護学科 (幸手北キャンパス)

理学療法学科 (幸手南キャンパス)

## ・ 学生数、教員数、職員数

表Ⅱ-2-1 学生数 (令和2(2020)年5月1日現在)

(単位: 人)

| 学科     | 入学定員 | 収容定員 | 現員数  |      |      |      |     |
|--------|------|------|------|------|------|------|-----|
|        |      |      | 1 学年 | 2 学年 | 3 学年 | 4 学年 | 計   |
| 看護学科   | 100  | 400  | 103  | 105  | 107  | 108  | 423 |
| 理学療法学科 | 80   | 320  | 78   | 44   | 39   | 22   | 183 |
| 計      | 180  | 720  | 181  | 149  | 146  | 130  | 606 |

表Ⅱ-2-2 教員数 (令和2(2020)年5月1日現在) (単位: 人)

| 職位  | 男性 | 女性 | 計  |
|-----|----|----|----|
| 教授  | 8  | 11 | 19 |
| 准教授 | 2  | 3  | 5  |
| 講師  | 4  | 6  | 10 |
| 助教  | 2  | 4  | 6  |
| 助手  | 4  | 3  | 7  |
| 計   | 20 | 27 | 47 |

表Ⅱ-2-3 職員数 (令和2(2020)年5月1日現在) (単位: 人)

| 専任 | 非常勤 | 合計 |
|----|-----|----|
| 13 | 13  | 26 |

### Ⅲ. 日本高等教育評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

#### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本法人の目的は、寄附行為 3 条【資料 1-1-1】において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性と保健医療における高度の専門的な知識・技術を有する人材を育成し、もって人類の福祉のため高度な社会の実現に貢献することを目的とする。」と規定しており、具体的に明文化している。

使命・目的等については、学則 1 条 1 項【資料 1-1-2】に「高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会及び高度な人類文化の形成に貢献することを目的とする。」と規定しており、具体的に明文化していると言える。

教育目的は、学則 1 条 2 項【資料 1-1-2】に「自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を計るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする。」と規定し、具体的に明文化していると評価できる。

##### 1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的について、上述のとおり、寄附行為 3 条及び学則 1 条【資料 1-1-1】において具体的に明文化しており、簡潔な表現となっている。

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

今日の保健医療福祉の現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフと、ソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者が、互いに連携・補完し合い、患者のケアにあたることが求められている。このため、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

本学では、このような社会の状況に鑑み、学則 1 条 1 項【資料 1-1-2】において、保健医療福祉分野の充実を図るため人間性の高揚と、共済主義精神（共存共栄の精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひ

いては人類の福祉と活力ある、より高度な社会及び高度な人類文化の形成に貢献することを目的とする旨、規定している。

#### 1-1-④ 変化への対応

看護師と理学療法士は、今後も需要の増大が予測される医療専門職である【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】。従来の病院や診療所だけでなく、今後は介護老人保健施設などの介護保健関連施設における需要も増え、より質の高い人材が求められることが予測される。

さらに、新型コロナウイルス（COVID-19）が世界的に流行してからは、医療従事者の必要性が再認識され、人材確保の動きがこれまで以上に活発なものとなっている【資料 1-1-6】。

本学の使命・目的及び教育目的はこのような社会情勢に即したものであって、早急な見直しは要しないものの、より高度な保健医療福祉の専門職を育成すべく、不断の見直しを行っていく。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、これまで以上に具体性と明確性に留意し、より高度な保健医療福祉の専門職を育成すべく、適宜、見直しを行っていく。

本学の使命・目的及び教育目的について、具体的に内容が変わった場合には、大学内の掲示物、大学説明資料（パンフレット等）、学生募集要項等の印刷物、本学ホームページ等で周知を行う。入学式、学位授与式、オープンキャンパス、公開講座等、あらゆる機会を通じて、その意味及び内容を分かりやすく伝達していく。

【資料 1-1-1】 学校法人共済学院 寄附行為

【資料 1-1-2】 日本保健医療大学学則

【資料 1-1-3】 医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ（令和元年 11 月 15 日）

【資料 1-1-4】 医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ（概要）（令和元年 11 月 15 日）

【資料 1-1-5】 医療従事者の需給に関する検討会 第 3 回理学療法士・作業療法士需給分科会 資料 1 理学療法士・作業療法士の需給推計について

【資料 1-1-6】 新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて（事務連絡、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、令和 2 年 5 月 8 日）

## **1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

### **1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

### **1-2-② 学内外への周知**

### **1-2-③ 中長期的な計画への反映**

### **1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

### **1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

#### **(1) 1-2 の自己判定**

基準項目 1-2 を満たしている。

#### **(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

大学の使命・目的及び教育目的は、大学設置認可申請書に記載したものである。大学設置認可申請書の作成にあたっては大学設置準備会の会長、副会長、各委員が中心となり設置構想をまとめており、その構想のもとに大学の使命・目的や教育目的も作成された。申請書の原案は、大学設置認可申請前に準備会会議に諮られ、会長以下全委員の理解と支持を得た上で文部科学省へ提出されている。

開学後は、日本保健医療大学基本方針【資料 1-2-1】として、教職員に配布され、新任者への説明の機会も設けられている。全教職員が大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努め、各教職員から支持を受けているものである。

### **1-2-② 学内外への周知**

大学の使命・目的及び教育目的は、学則【資料 1-2-2】、学生便覧【資料 1-2-3】、大学案内【資料 1-2-4】、本学ホームページ【資料 1-2-5】などに明示されている。教職員だけではなく、学生、保護者、入学希望者、その他のステークホルダーにも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、入学時のオリエンテーションをはじめ、あらゆる機会を通じてその周知を図っている。

### **1-2-③ 中長期的な計画への反映**

学校法人共済学院第 1 期中期経営計画（2020-2024）【資料 1-2-6】において「気品の泉源、智徳の模範を目指し「人間性（儒教の三綱五常の精神を基本とする）の高揚と、共済主義、又は共済主義精神（共存共栄の精神）」を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療の専門職を育成し、人類の平和と高度な文化の実現に貢献します。」と明記しており、大学の使命・目的及び教育目的が本学の中長期的な計画に反映されていると評価できる。

### **1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

大学の使命・目的及び教育目的は、下記の通り、本学が掲げる 3 つの方針に反映されていると評価できる。

(ア) ディプロマ・ポリシー

本学の使命・目的及び教育目的に基づいて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、本学ホームページ【資料 1-2-5】、学生便覧【資料 1-2-3】等を通じて周知している。なお、本学の卒業要件については、学則第 28 条【資料 1-2-2】において規定している。

(イ) カリキュラム・ポリシー

本学の使命・目的及び教育目的に基づいて教育課程編成実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、大学ホームページ【資料 1-2-6】、学生便覧【資料 1-2-4】等を通じて周知している。

(ウ) アドミッション・ポリシー

本学の理念（使命・目的）及び教育目的に基づいて入学者受け入れの基本方針（アドミッション・ポリシー）を定め、本学ホームページ【資料 1-2-6】、学生便覧【資料 1-2-4】等を通じて周知している。なお、学生募集要項【資料 1-2-8】にも、本学が求める学生像を集約して明示している。

## 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、保健医療学部には看護学科と理学療法学科を設けている。事務局は教育研究組織の基盤として、両学科の教育研究活動を支えている（図 1-2-1 参照）。

### 【看護学科】

看護師、保健師等の養成を行っている。高度の専門性を持って幅広く活動できる医療専門職を育成する。敷衍すれば、人類の平和と高度な文化の実現に貢献することを目標とする、看護師等の医療人を養成する。これに必要な適切な人数の教員及び設備を確保して、看護学各専門分野に適した演習設備や研究環境を整えた教育研究活動を展開している。

### 【理学療法学科】

理学療法士の養成を行っている。同科では、特に基礎教育に重点を置いたカリキュラムを構成している。基礎科目、専門基礎科目、そして専門科目においても基礎・基本を重視した教育課程により、単なる専門家の育成ではなく、専門的知識を持った教養人の育成をめざしている。時代に沿った深い知識を養い、経験豊かな教員による現場主義の実習で、次世代の医療業界を担う人材を育成する。

## (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び教育目的について、役員には理事会・評議員会等を通じて引き続き理解と支持が得られるよう、説明を行っていく。教職員には FD 委員会主催の研修会等を通じて、一層の理解と支持が得られるよう努める予定である。

入学式、各種オリエンテーション、授業（講義・演習・実習等）の中で、在学生に本学の使命・目的及び教育目的について周知徹底を図ることとしている。

日本保健医療大学

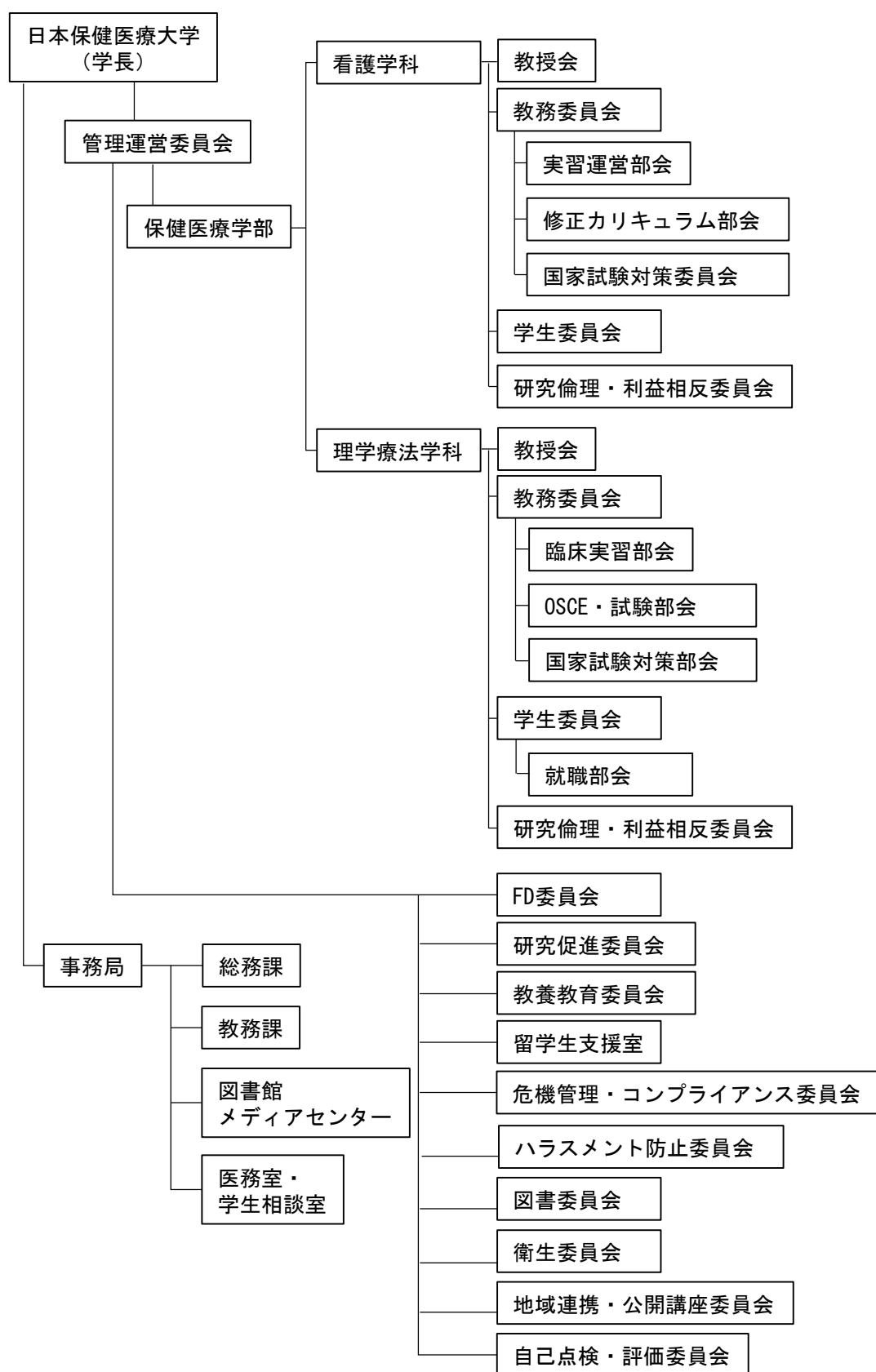


図 1-2-1 日本保健医療大学 組織図

本学ホームページ【資料 1-2-5】、学生募集要項【資料 1-2-7】、大学案内【資料 1-2-4】、オープンキャンパス等を通じて本学の情報を公開し、本学の使命・目的及び教育目的を学内外へ周知していく。

本学の使命・目的及び教育目的について変更があった場合には、適切な手続きに基づいて、中長期計画、三つのポリシーに反映する。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教員の年齢構成の偏りの是正を図り、教育研究の継続性を維持できる組織として、教員の質の向上に一層の努力を行う。また、本学の使命・目的及び教育目的を理解及び支持する優れた若手教員の確保にも努める。

【資料 1-2-1】 日本保健医療大学基本方針

【資料 1-2-2】 日本保健医療大学学則

【資料 1-2-3】 2019 年度学生便覧

【資料 1-2-4】 大学案内 2021

【資料 1-2-5】 大学ホームページ（本学の目標）

【資料 1-2-6】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）

【資料 1-2-7】 2021 年度学生募集要項



**[基準1の自己評価]**

本学の使命・目的及び教育目的は大学設置準備会での議論を通じて策定されており、大学設置準備会の会長、副会長、各委員を中心にとりまとめされたものである。これらは、教育の理念とともに、入学式、卒業式、オープンキャンパス等において、学長等から発信されている。本学の案内や学生便覧、本学ホームページ等にも掲載されている。

本学の使命・目的及び教育目的は学則等において明文化されており、役員、教職員をはじめとして、学外への周知も図られていると評価することができる。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を概ね満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学は、教育目的「自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を計るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする」に基づき、アドミSSION・ポリシーを次のように定めている。

#### 【看護学科】

- ① 日本保健医療大学の基本理念を十分に理解し、専門職業人として、「慈愛、正義、礼節、知識、誠実を身につけ、社会人としての責任態勢の確立に努力し」、また、「中庸を道とし、民族、宗教、思想に捉われることなく、自由と平等の立場並びに一地球人として、我が物を独りせず、他の物を欲せず、自他共存共栄の社会」の実現に貢献したいと考える人
- ② これからの時代の健康、医療、福祉分野における科学技術の高度化、専門化、及び国際化に対応するための努力を継続できる人
- ③ 幅広い教養と広い視野を備えた豊かな人間性を養うため、気品の泉源、智徳の模範たるべく、積極的に自らを磨いていける人
- ④ あらゆる人に対して自らの心を開き、協調性をもってコミュニケーションをとれる人
- ⑤ 医療人としての使命のため、利他の精神をもって病める人々に貢献し、権利の主張より義務の全うに努力できる人
- ⑥ 学業・社会貢献・技術・芸術・スポーツのいずれかの分野で優れた活動実績を有し、さらに日本保健医療大学での学びを活かして将来それぞれの分野で活躍したいという意欲を持つ人
- ⑦ 今日迄周囲の人々に教え育てられた事に報いるため、卒業後は身に付けた学問を社会還元し、将来、母国および国際社会における健康、医療、福祉分野に貢献したいという強い意志を持つ人
- ⑧ 当大学は学問と健康な体作りを第一とするため、原則としてアルバイトを禁止している。但し、2 年次以降は学業成績良好であり目的がある場合は大学に申請の上、家庭教師等の職種によって短時間認めることがある。学費等を必要とする場合は奨学金を活用することを推奨する。（毎日、勉強が必要なため、海外の最高レベルの諸大学は皆同様な方針を採用している）

#### 【理学療法学科】

- ① 本学の基本理念を十分に理解し、専門職業人として、「慈愛、正義、礼節、知識、誠実を身に

つけ、社会人としての責任態勢の確立に努力し」、また、「中庸を道とし、民族、宗教、思想に捉われることなく、自由と平等の立場並びに一地球人として、我が物を独りせず、他の物を欲せず、自他共存共栄の社会」の実現に貢献したいと考える人

- ② これからの時代の健康、医療、福祉分野における科学技術の高度化、専門化、及び国際化に対応するための努力を継続できる人
- ③ 幅広い教養と広い視野を備えた豊かな人間性を養うため、気品の泉源、智徳の模範たるべく、積極的に自らを磨いていける人
- ④ あらゆる人に対して自らの心を開き、協調性をもってコミュニケーションをとれる人
- ⑤ 医療人としての使命のため、利他の精神をもって病める人々に貢献し、権利の主張より義務の全うに努力できる人
- ⑥ 学業・社会貢献・技術・芸術・スポーツのいずれかの分野で優れた活動実績を有し、さらに本学での学びを活かして将来それぞれの分野で活躍したいという意欲を持つ人
- ⑦ 今日迄周囲の人々に教え育てられた事に報いるため、卒業後は身に付けた学問を社会還元し、将来、母国および国際社会における健康、医療、福祉分野に貢献したいという強い意志を持つ人

-----

このアドミッション・ポリシーは、本学ホームページ上で公開【資料 2-1-1】しているほか、学生募集要項【資料 2-1-2】にも掲載し、高校生、保護者、高校教諭（進路指導担当）に周知を行っている。そのほか、オープンキャンパスや進路説明会等においても教育理念・目標と併せて説明を行っており、アドミッション・ポリシーの周知に努めていると言える。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、表 2-1-1 に示す区分で入学者選抜試験を実施してきた。入試区分を多様化し、受験機会を増加させることによって、アドミッション・ポリシーに沿った多様で高い資質を持った学生を確保するよう努めている（表 2-1-2、表 2-1-3、表 2-1-4 参照）。

表 2-1-1 令和 2 (2020) 年度入学者選抜試験区分

|        |                |
|--------|----------------|
| A0 入試  | A0 入試（キャリア構築型） |
|        | A0 入試（自己推薦型）   |
| 選抜入試   | 社会人特別選抜入試      |
|        | 帰国生徒特別選抜入試     |
|        | 留学生特別選抜入試      |
| 高校推薦入試 | 指定校            |
|        | 公募制            |
| 一般入試   | 一般入試           |
|        | 大学入試センター試験利用   |

表 2-1-2 令和 2(2020)年度入学者選抜試験（選抜入試・高校推薦入試）実施状況

| 試験日                  | 入試区分                                |
|----------------------|-------------------------------------|
| 令和元年 8 月 7 日（水）      | 第 1 回 A0 入試                         |
| 令和元年 8 月 25 日（日）     | 第 2 回 A0 入試、第 1 回選抜入試               |
| 令和元年 10 月 6 日（日）     | 第 3 回 A0 入試、第 2 回選抜入試               |
| 令和元年 11 月 3 日（日・祝）   | 第 4 回 A0 入試、第 3 回選抜入試、第 1 回高校推薦入試   |
| 令和元年 11 月 4 日（月・祝）   | 第 5 回 A0 入試、第 4 回選抜入試、第 2 回高校推薦入試   |
| 令和元年 11 月 17 日（日）    | 第 6 回 A0 入試、第 3 回高校推薦入試、第 4 回高校推薦入試 |
| 令和元年 12 月 8 日（日）     | 第 7 回 A0 入試、第 5 回選抜入試、第 4 回高校推薦入試   |
| 令和元年 12 月 22 日（日）    | 第 8 回 A0 入試、第 5 回高校推薦入試             |
| 令和 2 年 1 月 13 日（月・祝） | 第 9 回 A0 入試、第 6 回選抜入試、第 6 回高校推薦入試   |

表 2-1-3 令和 2(2020)年度入学者選抜試験（一般入試）実施状況

| 試験日                  | 入試区分      |
|----------------------|-----------|
| 令和 2 年 1 月 22 日（水）   | 第 1 回一般入試 |
| 令和 2 年 2 月 1 日（土）    | 第 2 回一般入試 |
| 令和 2 年 2 月 2 日（日）    | 第 3 回一般入試 |
| 令和 2 年 2 月 11 日（火・祝） | 第 4 回一般入試 |
| 令和 2 年 2 月 23 日（日）   | 第 5 回一般入試 |
| 令和 2 年 3 月 4 日（水）    | 第 6 回一般入試 |
| 令和 2 年 3 月 15 日（日）   | 第 7 回一般入試 |
| 令和 2 年 3 月 22 日（日）   | 第 8 回一般入試 |

表 2-1-4 令和 2(2020)年度入学者選抜試験（センター試験利用入試）実施状況

| 出願期間                           | 実施回数            |
|--------------------------------|-----------------|
| 令和 2 年 1 月 6 日（月）～2 月 4 日（火）   | 第 1 回センター試験利用入試 |
| 令和 2 年 2 月 10 日（月）～2 月 19 日（水） | 第 2 回センター試験利用入試 |
| 令和 2 年 2 月 20 日（木）～2 月 28 日（金） | 第 3 回センター試験利用入試 |
| 令和 2 年 3 月 2 日（月）～3 月 18 日（水）  | 第 4 回センター試験利用入試 |

合否判定については、学則 8 条 5 項に基づき【資料 2-1-3】、教授会で審議の上、決定している【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】。教授会においては、各教員から意見を述べる機会が担保されている。合格発表については、合否結果を本人宛に郵送するとともに、本学のホームページにおいて受験者本人が結果を照会できるようにしている。この合否判定については、平成 28(2016)年度に受審した認証評価の際に改善を要する点として指摘を受けた点ではあるが【資料 2-1-6】、自己点検・評価委員会での議論に基づいて【資料 2-1-7】運用を改善したものである。

上記の取組みから、本学は入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているとして評価できる。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和2(2020)年度各入試区分別、各学科における募集人員及び入学者数は、表2-1-5、表2-1-6のとおりである。看護学科、理学療法学科ともに、複数の入試区分から入学者を確保できていることが分かる。

直近 5 年間の入学者選抜状況は、表 2-1-7、表 2-1-8 に示す通りである。看護学科においては、平成 29(2017)年を除き、定員を充足している。教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保していると評価できる。

理学療法学科では開設年度（平成 29(2017)年）から令和元(2019)年度まで入学定員を下回っているが、令和 2(2020)年度の入学生については定員をほぼ充足した。今後も広報活動に注力していく必要があるが、教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を概ね確保していると言える（表 2-1-9 参照）。

表 2-1-5 令和 2(2020)年度入試区分別入学者数【看護学科】

|      | 一般 | 高校推薦 | A0方式 | 社会人<br>帰国生徒<br>留学生 | 大学入試セ<br>ンター試験<br>利用 | 合計  |
|------|----|------|------|--------------------|----------------------|-----|
| 募集人員 | 40 | 50   |      |                    | 10                   | 100 |
| 入学者  | 19 | 49   | 35   | 0                  | 0                    | 103 |

表 2-1-6 令和 2(2020)年度入試区分別入学者数【理学療法学科】

|      | 一般 | 高校推薦 | A0方式 | 社会人<br>帰国生徒<br>留学生 | 大学入試セ<br>ンター試験<br>利用 | 合計 |
|------|----|------|------|--------------------|----------------------|----|
| 募集人員 | 40 | 32   |      |                    | 8                    | 80 |
| 入学者  | 18 | 34   | 23   | 0                  | 3                    | 78 |

表 2-1-7 直近 5 年間の入学者選抜状況【看護学科】

|        | 平成 28 年度<br>(2016 年度) | 平成 29 年度<br>(2017 年度) | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 令和元年度<br>(2019 年度) | 令和 2 年度<br>(2020 年度) |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|
| 入学定員   | 100                   | 100                   | 100                   | 100                | 100                  |
| 志願者数   | 221                   | 233                   | 253                   | 228                | 306                  |
| 入学者数   | 86                    | 115                   | 114                   | 107                | 103                  |
| 入学定員比率 | 0.86                  | 1.15                  | 1.14                  | 1.07               | 1.03                 |

表 2-1-8 直近 5 年間の入学者選抜状況【理学療法学科】

|        | 平成 28 年度<br>(2016 年度) | 平成 29 年度<br>(2017 年度) | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 令和元年度<br>(2019 年度) | 令和 2 年度<br>(2020 年度) |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|
| 入学定員   | 学科開設前                 | 80                    | 80                    | 80                 | 80                   |
| 志願者数   |                       | 53                    | 109                   | 119                | 152                  |
| 入学者数   |                       | 29                    | 54                    | 46                 | 78                   |
| 入学定員比率 |                       | 0.36                  | 0.66                  | 0.58               | 0.98                 |

表 2-1-9 収容定員充足状況（令和 2 年 5 月 1 日現在）

|        | 収容定員 | 在籍者数 | 収容定員充足率 |
|--------|------|------|---------|
| 看護学科   | 400  | 426  | 1.01    |
| 理学療法学科 | 320  | 183  | 0.57    |
| 合計     | 720  | 609  | 0.85    |

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、本学ホームページ、学生募集要項等においてアドミッション・ポリシーを明示していく。進路説明会やオープンキャンパス等の機会においても、アドミッション・ポリシーの周知に努める。

入試制度の改定に伴い、学内の入試委員会及び事務局入試・広報担当における議論に基づいて、本学の入試制度の改善を進めている。具体的には、試験名称の変更に伴い、入試区分について更新を行ったところである【資料2-1-8】。今後も入試区分や募集定員等について継続的な検討を行い、改善を行う。

現状、看護学科の収容定員充足率は 1.01 と適切な数値となっているが、理学療法学科の収容定員充足率は 0.7 未満 (0.57) となっている (表 2-1-9 参照)。今後の学生確保のため、入試広報担当部署を中心に様々な改善を行っていく必要があると認識している。本学での学びが学生にとってより魅力的なものになるよう、第 1 期中期経営計画 (2020-2024) 【資料 2-1-9】において「教学 IR 体制の確立」を明示した。この計画を早期に具現化し、学生からのフィードバックを教育及び学習環境の改善に生かすことによって、大学の質保証に繋げていかなければならない。このような取組みが、本学への入学志願者数を増大させ、収容定員充足率の安定にも繋がると考えている。

【資料 2-1-1】 大学ホームページ (アドミッション・ポリシー)

【資料 2-1-2】 2021 年度学生募集要項 (再掲)

【資料 2-1-3】 日本保健医療大学学則 (再掲)

【資料 2-1-4】 令和 2 年度 第 3 回看護学科教授会 議事録

【資料 2-1-5】 令和 2 年度 第 3 回理学療法学科教授会 議事録

【資料 2-1-6】 日本保健医療大学平成 28 年度大学機関別認証評価評価報告書 (平成 29 年 3 月) 公益財団法人日本高等教育評価機構

【資料 2-1-7】 令和元年度 第 1 回自己点検・評価委員会 議事録

【資料 2-1-8】 令和元年度 第 7 回学校法人共済学院 理事会 議事録

【資料 2-1-9】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画 (2020-2024)

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援について、各種委員会での議論に基づいて下記の様々な取り組みを行っている。委員会は教員と職員で構成されており、教職協働による体制を構築している。

#### (ア) 授業計画（講義要綱・シラバス）

講義要綱・シラバスについては、教務委員会を中心に掲載内容の見直しを継続的に行っている。令和 2(2020)年度の講義要綱・シラバスでは、各科目に「授業の目的と目標、授業の到達目標、特に関連する科目、授業の具体的な進め方、授業計画、成績評価方法・基準、授業外における学習（予習・復習）、教科書・参考文献等、連絡先・オフィスアワー」を掲載している。一例として「生涯発達看護論」のシラバスを【資料 2-2-1】に示す。「授業計画」については、学生が自己学習しやすいように、授業概要が理解できる説明を記述するよう配慮している。

#### (イ) オリエンテーション

大学生活への円滑な移行を支援するため、入学式後 3 日間、新入生オリエンテーションを実施している。学生生活全般、図書館、情報処理室などの学習支援施設、大学の授業の仕組み、履修登録など学修に関わる基本事項、健康管理（健康診断、予防接種等）、生活安全などに関わる事項など、学修及び学生生活に必要な情報を提供している。また、担任教員と学生グループとのミーティングを実施し、担任教員が学修上および生活上の相談窓口となることを説明している【資料 2-2-2】。

在学生に対しても、各年度開始時にオリエンテーションを実施し、履修登録や学生生活の在り方等について説明を行なっている。新入生オリエンテーションと同様に、担任教員とのミーティングも実施している。

オリエンテーションの機会を活用し、教務委員会実習運営部会の構成員から臨地実習について説明を行っている。初回のオリエンテーションの後も「実習要項」【資料 2-2-3】を使用し、実習について学生に詳細な説明を行っている。

#### (ウ) 担任教員による学修支援

担任教員は、学生の相談窓口となることに加え、以下の学修支援も行っている。

- 授業科目の履修登録に関する相談、助言
- 履修状況に関する指導、助言
- 資格取得に関する指導、助言



- 進路、就職に関する相談
- 休学、復学、退学の相談
- その他学修に関すること

(エ) 学生への学力向上への支援

学生の学習への動機づけ、基礎知識の向上、学生間の連帯感、仲間づくり、コミュニケーション能力の向上を目的とした導入教育として「基礎ゼミ」を1年次の必修科目としている【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】。また、定期試験等で成績不良と判断された学生に対しては、補習（補充）授業を行うこととしている。

**2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実**

(ア) 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への配慮として、担任教員が心身の障害をもつ学生に対する修学上の支援を行っている。

(イ) オフィスアワー制度

学生からの授業等に関する質問や勉強の方法、就職や将来の進路について個人的な相談を受けるために、教員が研究室で待機する時間（オフィスアワー）を設けている。各教員のオフィスアワーは、前述のとおり講義要綱・シラバス【資料 2-2-1】に記載しており、学生に周知徹底している。

教員が実習指導等で大学不在の期間については、講義要綱・シラバスに記載したオフィスアワー以外の日時にも対応している。

(ウ) 教員の教育活動支援

本学には大学院が設置されていないため TA は配置していないが、適宜、非常勤助手等を雇用し、教員の教育活動支援に充てている。

(エ) 休学者、退学者への指導

休学又は退学を検討している学生に対しては、届出が提出される前に、担任教員又は学科長が個別面談（学生の保護者同伴）を行い、状況の確認を行っている。

留年生に対しても、担任教員又は学科長が個別面談を行い、修学上の助言を行う等、指導を行っている。

**(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も教職協働の体制を維持し、教務委員会とそれに連なる部会での議論に基づいて学生の学修支援拡充を行っていく予定である。

講義要綱・シラバスをより一層充実させていく等、必要に応じて改善、向上を図る。

【資料 2-2-1】 講義要綱・シラバス「生涯発達看護論」

【資料 2-2-2】 学生便覧「3. 担任制度、学習指導教員」

【資料 2-2-3】 2019 年度実習要項

【資料 2-2-4】 講義要綱・シラバス「基礎ゼミ」（看護学科）

【資料 2-2-5】 講義要綱・シラバス「基礎ゼミⅠ（導入教育）」（理学療法学科）

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生のほとんどは、看護師、保健師、理学療法士として医療施設に就職することを希望している。本学では、1 年次から 4 年次まで教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

看護学科の授業は看護師、保健師の資格を取得することに直結しており、理学療法学科の授業は理学療法士の資格取得に必須のものである。特に各学年で実施している実習は、実習施設の職員から直接指導を受けるものであって、医療従事者としての職業的自立に深く関わるものである。学年ごとの実習科目と実習施設は表 2-3-1、表 2-3-2 に示すとおりである。

両キャンパスに設置されている就職支援室には、全国の医療施設等から送付された職員募集、インターンシップ募集の案内を掲示しており、学生への周知を図っている。同室には学生用のパソコンを設置しており、求人情報等を検索できるようにしている。

学生のキャリア支援として、学生委員会の議論に基づいて、外部講師を招いて就職セミナー等を定期的の実施している。令和元(2019)年度においては、株式会社マイナビ、埼玉県看護協会から講師を招き、就職ガイダンスを実施した【資料 2-3-1】。

さらに、各学年の担任教員が学生からの相談に応じており、上述の学修支援に関する事項のほか、就職・進学に対する相談にも対応している。

表 2-3-1 令和元年度実習の概要【看護学科】

| 配当年次     | 実習科目      | 単位 | 実習場所          |
|----------|-----------|----|---------------|
| 1 年次（後期） | 基礎看護学実習Ⅰ  | 1  | 病院            |
| 2 年次（前期） | 基礎看護学実習Ⅱ  | 2  | 病院            |
| 3 年次（後期） | 成人看護学実習   | 6  | 病院            |
|          | 老年看護実習    | 4  | 介護老人保健施設、病院   |
|          | 小児看護学実習   | 2  | 保育所、幼稚園、病院    |
|          | 母性看護学実習   | 2  | 病院            |
|          | 精神看護学実習   | 2  | 病院            |
|          | 在宅看護論実習   | 2  | 訪問看護ステーション    |
| 4 年次（前期） | 公衆衛生看護学実習 | 5  | 保健所、市町村保健センター |
| 4 年次（後期） | 課題別実習     | 2  | 小学校、中学校等      |

表 2-3-2 令和元年度実習の概要【理学療法学科】

| 配当年次     | 実習科目    | 単位 | 実習場所              |
|----------|---------|----|-------------------|
| 2 年次（前期） | 解剖学実習   | 1  | 学内実習室             |
| 2 年次（後期） | 生理学実習   | 1  | 学内実習室             |
| 2 年次（前期） | 運動学実習   | 1  | 学内実習室             |
| 3 年次（後期） | 評価実習    | 4  | 病院等               |
| 4 年次（前期） | 総合臨床実習Ⅰ | 6  | 令和 2(2020) 年度より実施 |
| 4 年次（前期） | 総合臨床実習Ⅱ | 6  |                   |

## (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

看護学科の学生が看護師の資格を取得できるかどうかは、卒業後のキャリアに大きな影響を及ぼすものであるから、看護師国家試験の合格率が 100 %になるよう改善を図る。これは第 1 期中長期経営計画にも明示しており【資料 2-3-2】、看護学科の国会試験対策委員会を中心に、全学的に取り組む課題としている。

理学療法学科は令和 2(2020)年度に完成年度を迎えたところであって、本学理学療法学科の学生が初めて理学療法士国家試験がに臨む年度となる。理学療法学科の国会試験対策委員会を中心に受験生の学修支援を十分に行うことはもちろんのこと、試験結果に基づき、今後の国会試験対策について改善を重ねていく。

【資料 2-3-1】2019 年度学生生活支援担当の実践・評価

【資料 2-3-2】学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画(2020-2024)

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を概ね満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### (ア) 医務室・学生相談室

基準項目 2-2 に記載の「担任教員制度」及び「オフィスアワー制度」の整備に加えて、両キャンパスに「医務室・学生相談室」【資料 2-4-1】を設置し、相談員を配置している（図 2-4-1 参照）。学生の大学生活全般に関する相談に対応している。

同室では学生の話聴き、必要があれば、校医と連携の上、外部の診療機関（心理療法等）の受診を案内している。また、毎年 4 月に実施している健康診断の結果に基づいて学生に必要な支援方法を検討し、面談等を通じて学生に生活上の助言を行っている。

医務室・学生相談室の運用にあたっては、専用ホームページ（図 2-4-2 参照）を開設し、開室時間等を案内している。令和元年度における医務室・学生相談室に寄せられた相談件数は表 2-4-1 に示した通りである。

##### (イ) 奨学金制度

本学は、学費を必要とする学生は奨学金を受け、原則としてアルバイトをせずに勉強やクラブ活動に励むことを推奨している。日本学生支援機構の奨学金の他、近隣の病院と連携して大学紹介奨学金を複数用意している。受験案内の段階から奨学金制度について説明を行い、入学後も適切に手続きが行われるようサポートを行っている。令和元(2019)年度における奨学金受給状況は表 2-4-2 に示す通りである。

##### (ウ) サークル活動の支援

本学は、学生のサークル活動を教育の一環として位置付けている。学生は自身の自由な選択と、自主的な判断により、サークル活動に参加している。この活動を通じて、人間関係やリーダーシップ等を学んでいくことができ、豊かな人間性を養うことができると考えている。大学はサークル活動に対して活動の機会と場所を提供している。学生のサークル活動が円滑に実施されるよう、大学への登録手続きを義務付け、教員の中から顧問を定め指導を行っている。

#### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

担任制度、オフィスアワー制度、学生相談室の運用により、学生生活の安定のための支援が十分に行われていると言える。また大学奨学金の充実により、学生に対して経済的な支援を適切に行っていると評価できる。この状態を維持していけるよう、各病院との連携を一層強化していく。

一方で、医務室・学生相談室には職員（看護師等）が常駐していないことから、常勤の職員を配置できるよう検討を行う必要があると考えている。



図 2-4-1 医務室・学生相談室の写真



図 2-4-2 医務室・学生相談室ホームページ

表 2-4-1 医務室・学生相談室に寄せられた相談件数

| 年        | 2019 |   |   |   |    |   |    |    |    | 2020 |    |   |
|----------|------|---|---|---|----|---|----|----|----|------|----|---|
| 月        | 4    | 5 | 6 | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 1    | 2  | 3 |
| 心理<br>相談 | 0    | 1 | 1 | 0 | 閉室 | 0 | 1  | 1  | 0  | 0    | 閉室 |   |
| 健康<br>相談 | 5    | 6 | 0 | 8 | 閉室 | 1 | 1  | 3  | 1  | 0    | 閉室 |   |

表 2-4-2 令和元年度奨学金受給状況（令和 2 年 12 月時点）

| 奨学金の種類          |                                            | 受給人数 |
|-----------------|--------------------------------------------|------|
| 日本学生<br>支援機構    | 給付型                                        | 45   |
|                 | 第一種（無利子）                                   | 80   |
|                 | 第二種（利子付）                                   | 183  |
| 大学<br>紹介<br>奨学金 | 上尾中央医科グループ協議会（埼玉県上尾市）                      | 8    |
|                 | 東埼玉総合病院（埼玉県幸手市）<br>（社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス） | 3    |
|                 | 茨城西南医療センター病院（茨城県猿島郡境町）                     | 6    |
|                 | 埼玉県済生会栗橋病院（埼玉県久喜市）                         | 8    |
|                 | 羽生総合病院（埼玉県羽生市）                             | 6    |
|                 | イムス（板橋中央総合病院）グループ（東京都板橋区）                  | 14   |
|                 | 慶和病院（埼玉県越谷市）                               | 2    |
|                 | PMG グループ                                   | 1    |
|                 | 中山病院（千葉県）                                  | 1    |

なお、令和 2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症対策支援金制度の運用を開始した【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】。この奨学金制度は、新型コロナウイルスの感染拡大により家計が急変し、意欲がありながらも経済的理由で修学が困難となった学生等の世帯に向け、継続して修学を続けることができるように支援金を給付し救済することを目的としている。募集人数は 100 名とし、家計の急変状況と学力基準から支援対象を決定することとしている。

【資料 2-4-1】改善報告書（基準項目 2-7）

【資料 2-4-2】日本保健医療大学新型コロナウイルス感染症対策支援金規程

【資料 2-4-3】令和 2 年度 学校法人共済学院 第 2 回理事会 議事次第

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

看護学科（幸手北キャンパス）の校舎は3階建てとなっており、講義室、看護演習室、研究室のほか理事長室、学長室、研究室、医務室・学生相談室、事務室等が整備されている。講義室は、大講義室4室、中講義室2室、小講義室2室が設置されている。体育館は、体育の授業、サークル活動、看護白衣式等に利用されている（表2-5-1参照）。

理学療法学科（幸手南キャンパス）の校舎は5階建部分と4階建て部分からなり、講義室、実習室、研究室のほか、理事長室、学長室、研究室、医務室・学生相談室、事務室等が整備されている。講義室は、大講義室3室、中講義室4室、小講義室4室、ゼミ室8室が設置されている。体育館では、幸手北キャンパスと同様に、体育の授業や学生のサークル活動、学校行事等が行われている（表2-5-2参照）。

両キャンパスの設備管理業務、清掃管理業務は外部業者に委託の上、定期的に点検及び清掃を実施している。具体的な業務の内容は表2-5-3に示すとおりである。

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 【看護学科（幸手北キャンパス）】

幸手北キャンパスには、演習室が4室（基礎看護演習室、成人・老年看護学演習室、母性・小児看護学演習室、在宅・地域・精神看護学演習室）整備されている。演習準備室2室、教授、准教授、講師及び助教の研究室29室、小会議・研究室5室、非常勤講師控室1室も整備されている。

図書館の面積は372.9 m<sup>2</sup>であり、閲覧座席数は81席（図書館学習室を含む）が用意されている。書架部分は23,000冊が収納可能で、十分な蔵書が確保できる構造となっている。月曜日から土曜日の9:00から20:00、日曜日及び大学の休業期間（春期、夏期、冬期及び臨時休業）9:00から17:00までの時間は自由に利用できる。なお、図書館で管理されている資料は表2-5-4のとおりである。

情報処理室には44台のパソコンが整備されており、情報処理等の授業が行われている。授業のない時間帯には、学生が自習やレポート作成等に利用することが可能である。月曜日から金曜日の9:00から20:00まで開室している。

情報処理室のほか、学生が利用できるパソコンは図書館に19台（図書館学習室を含む）、就職支援室に2台設置されている。学内には無線LANが整備されており、パソコンやスマートフォンでメールの送受信や情報検索が可能である。



表 2-5-1 幸手北キャンパスの校地・校舎面積

| 校地 | 区分    | 専用                    | 共用               | 計                     |
|----|-------|-----------------------|------------------|-----------------------|
|    | 校地敷地  | 9,415 m <sup>2</sup>  | 0 m <sup>2</sup> | 9,415 m <sup>2</sup>  |
|    | 運動場用地 | 10,614 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 10,614 m <sup>2</sup> |
|    | その他   | 280 m <sup>2</sup>    | 0 m <sup>2</sup> | 280 m <sup>2</sup>    |
|    | 合計    | 20,309 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 20,309 m <sup>2</sup> |

| 校舎等 | 区分    | 専用                   | 共用               | 計                    |
|-----|-------|----------------------|------------------|----------------------|
|     | 校舎    | 4,851 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 4,851 m <sup>2</sup> |
|     | 図書館   | 373 m <sup>2</sup>   | 0 m <sup>2</sup> | 373 m <sup>2</sup>   |
|     | 体育館・他 | 1,044 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 1,044 m <sup>2</sup> |
|     | 合計    | 6,268 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 6,268 m <sup>2</sup> |

表 2-5-2 幸手南キャンパスの校地・校舎面積

| 校地 | 区分    | 専用                    | 共用               | 計                     |
|----|-------|-----------------------|------------------|-----------------------|
|    | 校地敷地  | 18,066 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 18,066 m <sup>2</sup> |
|    | 運動場用地 | 30,932 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 30,932 m <sup>2</sup> |
|    | その他   | 0 m <sup>2</sup>      | 0 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup>      |
|    | 合計    | 48,998 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 48,998 m <sup>2</sup> |

| 校舎等 | 区分    | 専用                    | 共用               | 計                     |
|-----|-------|-----------------------|------------------|-----------------------|
|     | 校舎    | 8,530 m <sup>2</sup>  | 0 m <sup>2</sup> | 8,530 m <sup>2</sup>  |
|     | 図書館   | 361 m <sup>2</sup>    | 0 m <sup>2</sup> | 361 m <sup>2</sup>    |
|     | 体育館・他 | 2,696 m <sup>2</sup>  | 0 m <sup>2</sup> | 2,696 m <sup>2</sup>  |
|     | 合計    | 11,587 m <sup>2</sup> | 0 m <sup>2</sup> | 11,587 m <sup>2</sup> |

表 2-5-3 設備管理業務、清掃管理業務の内容

| 業務区分                | 具体的内容                                                                              |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| a. 設備管理業務           | 電気設備定期点検、電気設備保守（蛍光灯交換、照明設備等）、<br>消防設備定期点検、貯水槽内部清掃、給湯設備定期点検、<br>飲料水水質検査、空調機保守・定期点検等 |
| b. 清掃管理業務<br>日常清掃作業 | 校舎（教室、事務室等）及び大学敷地内の清掃、除草、排水溝清掃                                                     |
| c. 清掃管理業務<br>定期清掃作業 | タイルカーペット・タイル・ガラス類清掃、汚水槽清掃、害虫予防駆除                                                   |

**【理学療法学科（幸手南キャンパス）】**

幸手南キャンパスには、実習室が7室（基礎医学実習室、運動学実習室、運動解析実習室、運動療法実習室、日常生活活動実習室、物理療法実習室、水治療法実習室）設置されている。教授、准教授、講師及び助教の研究室13室（うち1室は共同研究室）、大会議室1室、小会議室2室、非常勤講師控室1室も整備されている。

メディアセンターの面積は409.5 m<sup>2</sup>であり、閲覧座席数は36席（センター学習室を含む）が用意されている。月曜日から土曜日の9:00から20:00、日曜日及び大学の休業期間（春期、夏期、冬期及び臨時休業）9:00から17:00までの時間は自由に利用できる。なお、メディアセンターで管理されている資料は次のとおりである。

幸手南キャンパスの情報処理室には48台のパソコンが整備されており、情報処理等の授業が行われている。授業のない時間帯には、学生が自習やレポート作成等に利用することが可能である。月曜日から金曜日の9:00から20:00まで開室している。

情報処理室のほか、学生が利用できるパソコンはメディアセンターに6台（センター学習室を含む）、就職支援室に2台設置されている。学内には無線LANが整備されており、パソコンやスマートフォン等でメールの送受信や情報検索が可能となっている。

表 2-5-4 図書館における資料の管理状況【看護学科（幸手北キャンパス）】

(令和2年3月末時点)

| 図書       | 雑誌      | 製本雑誌  | 視聴覚資料 |
|----------|---------|-------|-------|
| 23,008 冊 | 9,025 冊 | 140 冊 | 278 点 |

表 2-5-5 メディアセンターにおける資料の管理状況【理学療法学科（幸手南キャンパス）】

(令和2年3月末時点)

| 図書      | 雑誌      | 製本雑誌 | 視聴覚資料 |
|---------|---------|------|-------|
| 7,427 冊 | 1,773 冊 | 72 冊 | 135 点 |

**2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

両キャンパスの校舎の学生用入口には傾斜路（スロープ）を設置している。学内には車椅子対応のエレベーターが整備しており、車椅子を利用する学生・来校者がいたとしても学内の全ての講義室、研究室、事務室へ移動することができる。

大学内には車椅子利用者向けに多目的トイレも整備しており、駐車場には、車椅子利用者専用の駐車スペースが設けられている。

**2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理****【看護学科】**

看護学科の入学定員は100名であり、授業は143名まで収容可能な大講義室で行われている。教育効果を考えて少人数での開講が望ましい科目については、クラスを分割して講

義を行っている。例えば、1 年次前期「基礎ゼミ」は、11 グループ（1 グループ 10 名程度）に分割して授業を行っている。同様に 1 年次「英語Ⅰ（読解力・表現力・文法）」、「英語Ⅱ（会話）」、「英語Ⅲ（応用）」、「情報科学」、「健康体育」、2 年次「英語Ⅳ（医療英語）」は 3 から 4 グループにクラスを分けて講義が行われている。演習科目についても、必要に応じグループに分けて授業を行っている。実習科目については、1 グループ 5 名程度に分割して、それぞれの実習先に赴いている。

#### 【理学療法学科】

理学療法学科の入学定員は 80 名であり、授業は 120 名まで収容可能な大講義室で行われている。教育効果を考えて少人数の方が望ましい科目については、看護学科と同様の取り組みを行っている。演習科目については、必要に応じグループに分けて授業を行っている。

実習科目については、1つの実習施設に対して1名の学生を割り当てることとしている。学生が1人でそれぞれの実習先を訪問し、臨床実習指導者の指導を受けながら、臨床参加型実習を通じ学習を行う。

#### （3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学内の通信環境をより安定化させるため、アクセスポイントの増設、Wi-Fi エリアの拡充を行う予定である。合わせて、学術情報ネットワーク（SINET：Science Information NETwork）への接続も検討しており、より安定した通信環境の構築を推進する。

多目的トイレには、オストメイト対応設備を設置することも検討しているところである。また、施設の老朽化に備え、適切な整備管理と清掃管理を行うこととしている。幸手北キャンパスの体育館については、耐震診断を実施し、必要な耐久工事を実施する予定である

#### 【資料 2-5-1】。

なお、令和 2(2020)年度には、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止のため、各講義室にアルコール除菌スプレー、アルコール除菌シートを設置した。学生および教職員が手指や自身の使用した机、パソコン等を除菌できるようにしている。事務局の窓口には、アクリル板を設置する等の対応を行っている。学生の入校経路は 1 か所に限定し、サーモグラフィーを用いて入校時の学生の体温を確認できるようにしている。今後の新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大状況に注意を払い、学内において感染が拡大しないよう十分な体制を整備していく。

学外においても感染のリスクを避けられるように、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA, COVID-19 Contact-Confirming Application）【資料 2-5-2】を自身のスマートフォンにインストールすることを推奨する等、学生に必要な情報を発信していくこととしている。新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が確認された場合や、学生本人に感染が確認された場合取るべき手続き【資料 2-5-3】についても周知を開始したところである。

【資料 2-5-1】 令和 2 年度 学校法人共済学院 第 2 回理事会 資料 3

【資料 2-5-2】 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策チーム事務局

【資料 2-5-3】 出校可否についてのフローチャート（2020 年 12 月 24 日制定）

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、定期的に「学生生活調査」を実施し、学生の状況・要望・意見を把握するよう努めている。学生委員会を中心に調査結果を分析し、対応を検討している。

学修支援に関して、本学ではこれまでに以下の対応を行ってきた。

- 国家試験前の校内開館時間の延長
- 図書館（図書館学習室を含む）の開館時間延長
- 国家試験対策の拡充
- 入学前準備教育の実施

上記の他、学生委員会を中心に、学生が自ら学習意欲を持ち、継続学修できるよう支援を行っている。具体的には、学生に対して予習・復習の方法について指導を行い、「調べる・書く・まとめる」という学習サイクルが継続的に行われるように努めている【資料 2-6-1】。

令和元(2019)年度には、専門基礎科目の学修を強化するため、学生委員会で「解剖生理学一日一題」を作成し、学生の課題とした【資料 2-6-2】。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

前述の「学生生活調査」の結果に基づいて、学生生活に関する事項として、以下の取り組みを行ってきた。

- 学内に停車する路線バスを増便（地元バス会社と協議の上）
- 学内に防犯カメラを設置
- 医務室・学生相談室に相談員を配置（2-4 に詳述）

本学では、学生の健康を害するおそれのある喫煙を禁止しており【資料 2-6-3】、喫煙の弊害に関する指導も行っている。

通学に関して、自転車を利用している学生に対しては、交通法規の遵守を徹底して指導している。自転車通学者の自転車には大学のシールを貼ることを義務付けており、本学の学生として地域の模範となるよう意識付けを行っている【資料 2-6-4】。

薬害や SNS 犯罪に関する情報も周知し、学生が事件・事故に巻き込まれないよう取り組んでいる。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活調査の結果に基づいて、学修環境に関して、本学では以下の対応を行ってきた。

- 小教室の設置（5 室）
- 無線 LAN アクセスポイントの設置、増設
- 図書館（図書館学習室を含む）内のノートパソコン増設
- 情報処理室の OA フロア化、印刷機の増設

### （3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生の意見・要望を把握する手段として「学生生活調査」を実施してきた。学生の意見・要望は大学の質保証のために重要なものであるから、今後はインスティテューショナル・リサーチ（Institutional Research, IR）機能を持った部署を設置し、学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を進めていくことを計画している【資料 2-6-5】。

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により、オンライン授業の導入等、学生および教職員にとって初めての経験となることも多く、学生からはこれまで以上に多種多様な意見・要望が寄せられるものと予測される。それらを十分に分析し、大学の質保証に繋げていくこととしている。

【資料 2-6-1】2019 年度学生委員会・学習支援計画・評価

【資料 2-6-2】学生委員会活動報告（一日一問）

【資料 2-6-3】学生便覧「10. 一般注意事項」

【資料 2-6-4】自転車通学者への指導

【資料 2-6-5】学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）

## 〔基準2の自己評価〕

本学は教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページや学生募集要項等を通じて周知を行なっている。このアドミッション・ポリシーに基づいて、教務課入試広報係が中心となり、適切な体制のもと入学者選抜を行なっている。入試問題の作成は外部に委託しているが、問題の難易度や適格性について学内で十分に検討した上で、試験に供している。

学生への学修支援については、学生委員会および教務委員会での議論を通じて、その方針・計画を策定している。委員会は教員と事務局職員で構成されており、教職協働の体制が整備されていると言える。オフィスアワー制度や担任制度等が適切に運用されており、学修支援の充実が図られていると評価することができる。

オフィスアワー制度や担任制度はキャリア支援としても機能しており、学生が看護師・保健師・理学療法士になるという目標を後押ししている。その他にも、就職支援室を整備・運用するなど、学生のキャリア支援の体制が整備されていると言える。

奨学金制度の充実、サークル活動の支援、医務室・学生相談室の運用によって、学生の大学生活安定のための支援を行っていると評価できる。学修環境については前述のとおり十分な整備を行い、「学生生活調査」の結果に基づいて学修支援体制の改善、学生生活の改善、施設・設備の改善に反映してきたと評価することができる。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、「自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を計るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築き上げるために必要な人材を育成することを目的とする」という教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを次のように定めている。

#### ----- 【看護学科】

学部所定の期間在学し、大学の教育理念を身につけ、大学並びに学部教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得し、卒業試験に合格することが学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義科目のほか、学部の方針に応じて、演習や実習等の科目が含まれる。

#### 【理学療法学科】

以下の要件を満たした者に学位を授与する。

#### (1) 認知領域（知識・思考・判断）

- ① 保健医療専門職として相応しい知識と深い教養を身につけている。
- ② 外国語や他国の保健医療事情などの学習を通じ、他文化の理解と国際的な視野に立ち、保健医療について考察できる。
- ③ 多様な情報を適切に分析し、合理的な思考ができる。
- ④ 必要な問題解決方法を理解している。

#### (2) 精神運動領域（技術・行動・表現）

- ① 保健医療領域の諸課題を見出し、科学的考察による的確な判断と専門職として相応しい対応ができる。
- ② 確実な基本的技術を提供する能力と、漸次高度化する専門分野の先進技術を学ぶ姿勢を持っている。
- ③ 患者様、その家族、そして専門家集団の中で適切なコミュニケーション、さらには外国語による基本的な会話などを通して国際的なコミュニケーションが行える能力を身につけている。

## (3) 情意領域 (関心・意欲・態度)

- ① 生涯にわたり専門分野を探究し、発展に寄与する意欲を持っている。
- ② 理学療法士の使命・責任と守るべき義務を理解し、誇りを持った行動ができる。
- ③ 人と社会に深い関心を持ち、人権を尊重し、高い倫理観を維持できる。

-----

上記のディプロマ・ポリシーは、本学ホームページで公表するとともに、学生・教職員等に配布する学生便覧【資料3-1-1】に掲載し、周知している。

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

単位認定については、「授業科目履修の認定は、別に定める試験その他の方法によって行い、これに合格した者には、単位を与える。」(学則26条)と規定しており【資料3-1-2】、試験は定期試験、追試験、再試験の3種類としている。

定期試験は、「原則として各試験科目の授業時間数の3分の2(看護学実習等については3分の2)以上出席しなければ、受験することはできない。」(履修規程6条1項)と定め、「前項に定める時間数に満たない者は、当該科目の担当教員または学科長または学長が成業の見込みがあると認めた場合に限り受験することができる。」(同条2項)としている【資料3-1-2】。追試験は「病気その他やむを得ない理由により、定期試験、再試験を受けることができなかった者に対して行うことができる。」(履修規程7条)と規定している【資料3-1-3】。再試験は「定期試験又は追試験に不合格となった者に対しては、担当教員、学科長、学長3人合議の上、教育上必要があると認める場合は、適当な期間をあげ、担当教員は試験範囲を教科書等で示してその範囲から出題し、再試験等を受験させることができる。」(履修規程8条)としている【資料3-1-3】。

成績評価は「試験等の成績の評価は、100点を満点とし、その科目の担当教員が次の基準により行う。」(履修規程9条1項)、「2人以上の教員により授業が分担される科目については、当該教員の合議により、成績の評価を行う」(履修規程9条2項)と規定している(表3-1-1参照)【資料3-1-3】。

表3-1-1 各試験における成績評価基準

| 試験等成績  | 100-90点 | 89-80点 | 79-70点 | 69-60点 | 60点未満 |
|--------|---------|--------|--------|--------|-------|
| 定期試験評価 | S       | A      | B      | C      | D     |
| 追試験評価  | S       | A      | B      | C      | D     |
| 再試験評価  | C       | C      | C      | C      | D     |
| 判 定    | 合格      | 合格     | 合格     | 合格     | 不合格   |



表 3-1-2 看護学科の卒業要件

| 区 分     |           | 科目数・単位数 |        | 卒業要件                                                       |
|---------|-----------|---------|--------|------------------------------------------------------------|
| 基礎系科目   | 外国語       | 6 科目    | 9 単位   | 必修 19 単位以上                                                 |
|         | 人間と文化     | 17 科目   | 22 単位  | 内選択必修 2 単位以上<br>・「人間論」/「日本の思想」から選択<br>・「国際保健学」/「国際文化論」から選択 |
| 専門基礎系科目 | 健康と社会     | 20 科目   | 29 単位  | 必修 26 単位以上                                                 |
| 看護学専門科目 | 看護学の基本    | 9 科目    | 15 単位  | 必修 84 単位以上                                                 |
|         | 看護方法論     | 21 科目   | 38 単位  |                                                            |
|         | 看護の実践     | 9 科目    | 26 単位  |                                                            |
|         | 看護学の統合と演習 | 10 科目   | 15 単位  |                                                            |
| 合 計     |           | 92 科目   | 154 単位 | 129 単位以上                                                   |

表 3-1-3 理学療法学科の卒業要件

| 区 分    |                     | 科目数・単位数 |        | 卒業要件                       |
|--------|---------------------|---------|--------|----------------------------|
| 基礎科目   | 表現と伝達               | 9 科目    | 9 単位   | 必修 19 単位                   |
|        | 健全な心身の基礎            | 4 科目    | 6 単位   | 内選択科目から 5 単位以上             |
|        | 生活と社会の仕組み           | 7 科目    | 11 単位  |                            |
|        | 自然科学の基礎             | 7 科目    | 9 単位   |                            |
| 専門基礎科目 | 人体の構造と機能及び心身の発達     | 14 科目   | 16 単位  | 必修 37 単位<br>内選択科目から 1 単位以上 |
|        | 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 | 20 科目   | 20 単位  |                            |
|        | 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 | 6 科目    | 6 単位   |                            |
| 専門科目   | 基礎理学療法学             | 8 科目    | 9 単位   | 必修 62 単位                   |
|        | 理学療法評価学             | 5 科目    | 7 単位   | 内選択科目から 1 単位以上             |
|        | 理学療法治療学             | 20 科目   | 26 単位  |                            |
|        | 地域理学療法学             | 3 科目    | 5 単位   |                            |
|        | 臨床実習                | 4 科目    | 18 単位  |                            |
| 合 計    |                     | 107 科目  | 142 単位 | 125 単位以上                   |

進級については、「学長は、各学年において履修する必修科目及び選択科目の単位を修得できなかった者で補うことが客観的に不可能と思われ、やむをえない場合は、次学年又は次の段階へ進めさせない場合がある。特にこの判定は3年前期後の実習開始前に行う。即ち、必修科目の中には前提条件を満たさないと履修できない科目があり、履修前提条件を満たさない場合、学年は上がっても実質的な留年となり4年間で卒業要件を満たすことが出来なくなる。そのため、該当する学年に設定された必修科目を必ず履修し、単位を修得すること。不合格となった必修科目については、必修前提条件を考慮して、再履修すること。」（履修規程11条）と規定している【資料3-1-3】。

卒業認定は、「第28条及び第23条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、別表第1定める単位数を修得し、卒業試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」（学則28条1項）、「前項に規定する単位数には、別表第1に定める科目の単位数を含まなければならない。」（同条2項）、「学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。」（同条3項）と規定しており、卒業要件は看護学科で129単位以上（表3-1-2参照）、理学療法学科では126単位以上（表3-1-3参照）としている【資料3-1-2】。

これらの情報は、学生便覧【資料3-1-4】に明示し、オリエンテーションなどの機会を通じて学生に周知している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価基準、評価方法の詳細は、シラバスに明記しており、授業初回のガイダンスで学生に説明を行っている。このシラバスに記載された内容を参考とすることによって、当該科目を履修する学生は予習、復習に取り組みやすくなっている。

本学では、学生の成績評価に GPA 制度を導入している（履修規程 9 条の 2）【資料 3-1-3】。学生の成績を数値化し、これを担任制度・アドバイザー制度と関連させることにより、学修成果を高めていくよう努めている。

入学前の既修得単位等の認定については、学則 25 条から 27 条【資料 3-1-2】において、60 単位を超えないものとする旨を定めている。

単位認定に当たっては、学生便覧【資料 3-1-4】に記載のとおり、その学修内容、学修レベル、学修時間数を調査し、適切な単位認定を行っている。卒業の認定は、学則 28 条に基づき、教授会の議を経て学長が決定している【資料 3-1-2】。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用し、運用していくこととしている。授業科目の評価方法はシラバスに記載の内容に基づき、今後も適切に実施していく。

成績評価について、教員ごとにバラツキがでないよう配慮していく必要があると考えており、学生の履修行動データの収集・分析、科目ごとの成績分布データの収集・分析などを行なっていく予定である。そのためにも、IR 機能を持った部署を設置（教学 IR 体制の構築）し、情報収集と分析を行っていく計画を立てている【資料 3-1-5】。

## 日本保健医療大学

- 【資料 3-1-1】 大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）
- 【資料 3-1-2】 日本保健医療大学 学則
- 【資料 3-1-3】 日本保健医療大学 履修規程
- 【資料 3-1-4】 2019 年度学生便覧
- 【資料 3-1-5】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）（再掲）

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

学校教育法施行規則の一部が改正（2017 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、看護学科においては平成 28(2016)年度にカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。理学療法学科においては平成 29(2017)年度設置と共にカリキュラム・ポリシーを制定した。

これらは、学則 1 条に定める目的及び養成する人材等に基づき策定されたものであり、大学ホームページや学生便覧【資料 3-2-1】に掲載し、周知を行っている。本学のカリキュラム・ポリシーは下記のとおりである。

##### ----- 【看護学科】

本看護学科の教育課程の編成にあたり、本学部の教育方針である幅広い視野と人格の陶冶、高度の専門的知識・技術を修得し、各種の実践能力のある人材の育成を目標にカリキュラムを作成している。

各種学科のカリキュラムの特徴は、学修を段階的に積み上げ、螺旋的に繰り返し、内容を充実していく学習となっている。例えば、看護学の専門分野である「看護学専門科目」と看護学を支える科目として、「専門基礎系科目」を設定し、さらに、看護専門職に不可欠な人間理解につながる能力と広い視野を持つ判断力、人間性を培う科目として「基礎系科目」を設定している。

また、カリキュラムの中心に人間を置き、人々の健康生活の支援に関する知識・技術（「個人→集団」、「健康→健康障害・終末期」）に向かうように段階的に組み、学習者自身の人間的成長にもあわせた編成となっている。

##### 【理学療法学科】

本理学療法学科は、「人間性の高揚と、共存共栄の精神（共済主義精神）」を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会の実現に貢献する」という建学の精神に基づいた

- ① 深い教養と豊かな人間性を備えた人材の育成【人間性】
- ② 高い専門性と総合的な視野を持ち、独創性・指導性の発揮できる人材の育成【専門性】
- ③ グローバルスタンダードに対応できる国際性を備えた人材の育成【国際性】
- ④ 地域社会のみならず国際社会に貢献できる人材の育成【社会性】

という教育目標に基づき、教育課程の編成方針を定める。

- ・教育課程は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目から構成される。
  - ・基礎科目は学士力の基礎としての深い教養、問題解決能力、コミュニケーション能力を身につけるための広範な科目を開設する。
  - ・ディプロマ・ポリシーを達成するよう、4年間を通して教育課程を体系的に配置する。
  - ・臨床実習は全ての要素を総合的かつ統合的に涵養する機会として配置する。
- 

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定しており、両者の一貫性は確保されていると言える。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーのつながりをビジュアル化するためのツールとしてカリキュラムマップを作成している【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】。このカリキュラムマップは、各科目と卒業までに身につけるべき知識・能力との関連性を示し、各学修成果の達成に寄与する授業科目が分かるように工夫されている。カリキュラムマップは、本学ホームページで公表し、広く周知している。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

シラバスにおいて「授業の目的等、授業の概要、到達目標等、授業の計画等、成績評価の方法、連絡先、オフィスアワー」、「教科書、参考文献等」、「授業外における学習（予習、復習）等」を掲載し、学生が自己学習しやすいように詳細を記述するようにしている。

シラバスは全授業科目について作成しており、各教員に「シラバス執筆ガイドライン」【資料 3-2-4】を配布した上で、授業科目間に大きな差が出ないように工夫されている。

学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、年間に履修登録できる単位数の上限を定めている（CAP 制）【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】。

### 3-2-④ 教養教育の実施

学生が自律的な学修者として主体的に学ぶための基盤を身につけるため、基礎・教養教育として、語学、心理学、情報科学、法学等の講義を必修科目として設けている。特に「基礎ゼミ」では、大学での学習生活に興味と関心を深め、4年間の学習に必要なリテラシー（読む、書く、聞く、話す）や看護の学習の基盤となるクリティカルシンキング（批判的思考）や論理的思考、物事を探求する姿勢を身につけることを目標として、身近な話題からテーマを設定し、グループによる共同学習によりものの見方、考え方、まとめ方等の学習スキルについてセミナーを通して学習することとしている【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】。

教養教育体制について組織的・継続的に検討を行う部門として、教養教育委員会（図 1-2-1 日本保健医療大学組織図を参照）を設置している【資料 3-2-9】。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教員が学生に対して一方的に講義を行うだけでなく、学生が積極的・能動的に学修を進められるよう、学生間のディスカッションや学生自身による発表の機会を設けた授業が実施されている【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】。

教授方法の改善を進めるために、FD 委員会（図 1-2-1 参照）を設置し、議論を行っている。同委員会では、教授方法改善を目的に FD・SD 研修会の企画・運営を行っている。

### （3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

シラバスの記載内容、授業の内容について、年度毎に最適化されるよう、教務委員会を中心に教職協働で取り組んでいくこととしている。学生からの要望があれば、授業科目に選択肢を増やし、多様なカリキュラムを編成できるよう見直しを行っていく予定である。

教授方法については、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止のためオンライン授業が増えていることから、これに十分に対応できるよう対策を講じていく。

教養教育委員会を設置したところであるから、委員会での議論を具体化し、両学科の学生に共通した教養教育の質の向上に繋げていけるよう検討を行っていく。

【資料 3-2-1】 大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）

【資料 3-2-2】 看護学科カリキュラムマップ

【資料 3-2-3】 理学療法学科カリキュラムマップ

【資料 3-2-4】 2019 年度シラバス執筆ガイドライン

【資料 3-2-5】 教育課程等の概要（保健医療学部看護学科）

【資料 3-2-6】 教育課程等の概要（保健医療学部理学療法学科）

【資料 3-2-7】 基礎ゼミ（看護学科）

【資料 3-2-8】 基礎ゼミ（理学療法学科）

【資料 3-2-9】 改善報告書（基準項目 2-8）

【資料 3-2-10】 2019 年度看護学科シラバス

【資料 3-2-11】 2019 年度理学療法学科シラバス

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では基準1に示したとおり、使命・目的及び教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定めている。

看護学科のディプロマ・ポリシーは下記のとおりである（再掲）。

-----  
学部所定の期間在学し、大学の教育理念を身につけ、大学並びに学部の教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数を修得し、卒業試験に合格することが学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義科目のほか、学部の方針に応じて、演習や実習等の科目が含まれる。

-----  
看護学科における卒業試験の合格は、看護師国家試験及び保健師国家試験の合格に直結するものであり、両国家試験の受験結果は本学の学修成果として重要なものである。過去5年間における看護師国家試験の受験者数と合格者数を表3-3-1に、過去3年間における保健師国家試験の受験者数と合格者数を表3-3-2に示した。看護学科の国家試験対策委員会を中心に、これらの結果を分析した上で、模擬試験、補習、個別指導等の実施を計画し、各教職員が対応を行っている【資料3-3-1】。

表3-3-3、3-3-4には、令和元年度卒業生の就職状況を示した。元となるデータは、事務局総務課で実施した進路調査に依る。これらの結果を受けて、学生委員会では学生へのキャリア支援方法等を検討している【資料3-3-2】

上記のように、本学では国家試験の結果と卒業生の進路を精緻に調査することによって、学修成果の点検・評価を行っていると言える。

なお、理学療法学科の学生は、令和3年2月21日から22日に施行される第56回理学療法士国家試験が初めての受験となる。同試験の受験結果、卒業生の進路等を把握した上で、社会に対して広く明示していく。

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、各学期末に講義の授業評価アンケートを実施している【資料3-3-3】。当初は授業の評価のみを質問項目してきたが、見直しを重ね、学生自身による講義の出席状況、授業集中状況、事前学習、事後学習の自己評価を質問項目に加えることとした。平成27(2015)年度からは、学生の自己評価質問を増やし、評価の質の向上を図った。この変更

は「授業への取り組みの自己評価」、「授業内容・方法の評価」、「授業の全般的評価」の観点から見直しを行った結果である。

教務委員会、カリキュラム部会が中心となって、授業評価アンケートの結果を分析し、各教員の授業内容の改善に寄与している。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、IR 機能を持った部署を設置して、学生の意識調査、卒業時の満足度調査を実施していく予定である【資料 3-3-4】。調査の際には、本学の定める多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価を行う。

教育目的の達成状況として、国家試験の結果を評価の指標として用いているが、平成 28(2017)年度の看護師国家試験から合格率が低下している現状がある。教務委員会、国家試験対策委員会を中心に、教職協働で模擬試験、補講、個別指導等などを実施しているところであるが、看護師国家試験の合格率向上のために、今後も学生への指導を充実させていく予定である（基準項目 2-3 参照）。この点については、第 1 期中期経営計画（2020-2024）

【資料 3-3-4】にも記載している事項であり、全学的に取り組んでいく課題であると認識している。理学療法士国家試験の結果についても注目し、結果を評価・分析の上、学生に十分な学修支援を行っていく予定である。

【資料 3-3-1】 2019 年度学生便覧「8. 看護師・保健師国家試験模擬試験」

【資料 3-3-2】 2019 年度学生委員会・学生生活支援内容

【資料 3-3-3】 2019 年度日本保健医療大学授業評価アンケート

【資料 3-3-4】 学校法人共済学院第 1 期中期経営計画



表3-3-1 過去5年間に於ける看護師国家試験受験者数、合格者数、合格率

| 実施年    |      | 平成 28 年度<br>(2016 年) | 平成 29 年度<br>(2017 年) | 平成 30 年<br>(2018 年) | 平成 31 年<br>(2019 年) | 令和 2 年<br>(2020 年) |
|--------|------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 回      |      | 第 105 回              | 第 106 回              | 第 107 回             | 第 108 回             | 第 109 回            |
| 総<br>数 | 受験者数 | 144                  | 133                  | 130                 | 122                 | 103                |
|        | 合格者数 | 118                  | 103                  | 98                  | 91                  | 68                 |
|        | 合格率  | 81.9 %               | 77.4 %               | 75.4 %              | 74.6 %              | 66.0 %             |
| 新<br>卒 | 受験者数 | 112                  | 110                  | 101                 | 96                  | 77                 |
|        | 合格者数 | 104                  | 96                   | 85                  | 81                  | 57                 |
|        | 合格率  | 92.9 %               | 87.3 %               | 84.2 %              | 84.4 %              | 74.0 %             |
| 既<br>卒 | 受験者数 | 32                   | 23                   | 29                  | 26                  | 26                 |
|        | 合格者数 | 14                   | 7                    | 13                  | 10                  | 11                 |
|        | 合格率  | 43.8 %               | 30.4 %               | 44.8 %              | 38.5 %              | 42.3 %             |

表3-3-2 過去3年間に於ける保健師国家試験受験者数、合格者数、合格率

| 実施年    |      | 平成 30 年<br>(2018 年) | 平成 31 年<br>(2019 年) | 令和 2 年<br>(2020 年) |
|--------|------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 回      |      | 第 104 回             | 第 105 回             | 第 106 回            |
| 総<br>数 | 受験者数 | 28                  | 26                  | 23                 |
|        | 合格者数 | 14                  | 18                  | 17                 |
|        | 合格率  | 50.0 %              | 69.2 %              | 73.9 %             |
| 新<br>卒 | 受験者数 | 23                  | 22                  | 16                 |
|        | 合格者数 | 13                  | 18                  | 16                 |
|        | 合格率  | 56.5 %              | 81.8 %              | 100.0 %            |
| 既<br>卒 | 受験者数 | 5                   | 4                   | 7                  |
|        | 合格者数 | 1                   | 0                   | 1                  |
|        | 合格率  | 20.0 %              | 0.0 %               | 14.3 %             |

表3-3-3 令和元年度卒業生の進路について

| 卒業生 | 就職 | 進学 | その他 | 就職率   |
|-----|----|----|-----|-------|
| 78  | 68 | 0  | 10  | 87.2% |

表3-3-4 令和元年度卒業生（看護学科）の就職先

| 病院名・施設名            | 所在地 | 人数 | 病院名・施設名         | 所在地  | 人数 |
|--------------------|-----|----|-----------------|------|----|
| イムス三芳総合病院          | 埼玉県 | 1  | 東京女子医科大学東医療センター | 東京都  | 1  |
| 春日部市立医療センター        |     | 1  | 東京女子医科大学病院      |      | 2  |
| 春日部中央総合病院          |     | 4  | 豊島病院            |      | 1  |
| 関越病院               |     | 1  | 日本大学医学部附属板橋病院   |      | 3  |
| 行田総合病院             |     | 1  | 一橋病院            |      | 1  |
| 圏央所沢病院             |     | 2  | 牧田総合病院          |      | 1  |
| 済生会栗橋病院            |     | 4  | 三宿病院            |      | 1  |
| 埼玉医科大学総合医療センター     |     | 1  | 三井記念病院          |      | 1  |
| 埼玉回生病院             |     | 1  | 武蔵野赤十字病院        |      | 1  |
| さいたま赤十字病院          |     | 1  | 柏厚生総合病院         | 千葉県  | 1  |
| 彩の国東大宮メディカルセンター    |     | 1  | 国際医療福祉大学市川病院    |      | 1  |
| 自治医科大学附属さいたま医療センター |     | 1  | 国立がん研究センター東病院   |      | 1  |
| 新久喜総合病院            |     | 1  | 津田沼中央総合病院       |      | 1  |
| 新座志木中央総合病院         |     | 1  | 東京慈恵会医科大学附属柏病院  |      | 1  |
| 羽生総合病院             |     | 6  | AOI 国際病院        | 神奈川県 | 1  |
| イムス東京葛飾総合病院        | 東京都 | 2  | 湘南鎌倉総合病院        |      | 1  |
| 九段坂病院              |     | 1  | 平塚共済病院          |      | 1  |
| 慶應義塾大学病院           |     | 1  | 横浜鶴見リハビリテーション病院 | 栃木県  | 1  |
| 済生会中央病院            |     | 1  | 那須赤十字病院         |      | 1  |
| 順天堂大学医学部付属練馬病院     |     | 1  | 茨城西南医療センター病院    | 茨城県  | 4  |
| 高島平中央総合病院          |     | 1  | 牛久愛和総合病院        |      | 2  |
| 立川相互病院             |     | 1  | 長野赤十字病院         | 長野県  | 1  |
| 東京慈恵会医科大学附属第三病院    |     | 2  | 聖隷三方原病院         | 静岡県  | 1  |
|                    |     |    | 浜松赤十字病院         |      | 1  |
|                    |     |    | 合計              |      | 68 |

### 【基準3の自己評価】

本学は、教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生募集要項、学生便覧等に掲載して、周知を行っている。ディプロマ・ポリシーに基づき単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則、規程において適切に定め、厳正に適用していると評価できる。

基準項目 3-2①に記載のとおり、カリキュラム・ポリシーは教育目的に基づいて定められており、他のポリシーと同様に大学ホームページ、学生募集要項、学生便覧等に掲載して、周知を行っている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が担保されており、これをカリキュラムマップで表現し、ホームページ等で周知している。

基準項目 3-2③に記載のとおり、本学の教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成され、学生に供されていると評価できる。シラバスは、「シラバス作成要領」に基づいて全ての授業科目について作成されており、適切に整備していると言える。また、本学入学前に他の教育機関で取得した単位の認定については、60 単位を超えない範囲とする旨を学則 25 条から 27 条に規定しており、単位制度の実質を保つための工夫を行っている」と評価できる。

教養基礎科目を必修科目として整備しており、両学科共通の取組みについては、教養教育委員会において議論を進めている。授業は教員から学生に対して一方向なものだけでなく、相互ディスカッションやプレゼンテーションなど、学生が能動的に学習を進める機会を組み込んだものとなっている。また、教授方法の改善を進めるために FD 委員会を設置しており、定期的に研修会を実施している。

基準項目 3-3 に記載のとおり、本学はディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果を明示している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査を行っており、この調査結果を基に国家試験合格率 100 %を達成するための対策などを検討している。今後は、学生の意識調査、卒業時の満足調査、就職先の医療施設アンケートなどを実施し、より多くの指標から学修成果を点検・評価していく予定である。IR 機能を持った部署を設け、この点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていくこととしている。

#### **基準4. 教員・職員**

##### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの**

###### **確立・発揮**

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

##### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

###### **(1) 4-1 の自己判定**

基準項目 4-1 を満たしている。

###### **(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの**

###### **確立・発揮**

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、大学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図る管理運営委員会（学則 6 条 1 項に基づく【資料 4-1-1】）が設置されている。

管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。同委員会では、下記の 8 項目について審議を行っている（学則 6 条 2 項から 4 項【資料 4-1-1】）。

- (1) 学則その他重要な規程
- (2) 大学部・科の重要な組織設置及び廃止に関する事項
- (3) 本学の重要な施設設置及び廃止に関する事項
- (4) 教員人事の基準及び調整に関する事項
- (5) 学生の定員に関する事項
- (6) 学生の身分及びそ厚指導に関する重要事項
- (7) 理事会の諮問事項
- (8) その他、本学運営に関する重要事項

##### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義されているところ【資料 4-1-2】、本学では学長の下に管理運営委員会を設置し、上述のとおり本学の運営に関する重要事項について審議を行なっている（ひと月に 2 回開催）。教授会（学則 8 条【資料 4-1-1】）では、本学の教育・研究に関し学長の諮問した事項について審議を行なっている。各委員会（学則 10 条【資料 4-1-1】）では、学長の諮問機関として本学の教育並びに本学の発展に関する事項が議論されており、本学がその教育目的を達成するための管理運営がなされていると評価できる。

大学の意思決定について、学長は理事会により任命され、校務をつかさどり、所属職員を統督することと規定されている（学則 5 条の 2 第 1 項【資料 4-1-1】）。学長は校務全般に関し、最終決定権を有する旨が規定されている（同条 2 項【資料 4-1-1】）。

教授会については、本学の教育研究に関する事項を審議するためのものとして位置付け

られており（学則 8 条 1 項【資料 4-1-1】）、原則として、ひと月に 1 回開催されている。教授会は、学長が以下の事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものと規定している（同条 5 項【資料 4-1-1】）。

- （１）学生の入学、卒業及び課程の修了
- （２）学位の授与
- （３）上記のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、平成 28 年度大学機関別認証評価の結果として「教学に関する重要事項である学生の受入れについて、教授会を通しておらず教授会から学長に意見が述べられていないので、学則の基づき適切に決定されるよう改善が必要である」との指摘があったが【資料 4-1-3】、現在では学則に基づき、学生の受入れについて適切な運用がなされるよう体制を整えている。

さらに、教授会は学長がつかさどる以下の教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる旨が規定されている（同条 6 項【資料 4-1-1】）。この学則は年度毎に教職員に周知されている。

- （１）学生の進級、留学、休学、転学、退学、除籍その他学生の身分に関する事項
- （２）履修、試験、評価及び単位の認定に関する事項
- （３）その他本学の教育研究に関し、学長が諮問した事項

各委員会では本学の教育並びに本学の発展に関する事項が議論されており、その内容は教授会及び管理運営委員会に報告が行われている。教授会では本学の教育・研究に関し学長の諮問した事項について審議が行なわれており、管理運営委員会では、本学の運営に関する重要事項について審議が行われている。

このような現況から見れば、本学の意思決定及び教学マネジメントは、本学の使命・目的に沿って、適切に行われていると言える。

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

教学マネジメントの遂行にあたり、本学では学則 3 条の 3 に基づいて事務局を設置し、学則第 5 条に基づいて職員を適切に配置している【資料 4-1-1】。各職員の役割は、就業規則【資料 4-1-4】等を通じて明確化している。

#### **（３）4-1 の改善・向上方策（将来計画）**

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響により国民一人ひとりに「新しい生活様式」が求められる中、大学としても授業や実習の実施方法について難しい判断に迫られている。このような状況において、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮されるよう、最新の情報を共有し、管理運営委員会、教授会、各委員会が適切に運営されるよう管理体制を維持する。学長を補佐する体制の強化として、副学長の任命や、

学長室や IR 室等の設置も検討しているところであり、早期の実現を目指す。

【資料 4-1-1】日本保健医療大学 学則

【資料 4-1-2】教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22）日中央教育審議会大学分科会

【資料 4-1-3】日本保健医療大学 平成 28 年度大学機関別認証評価評価報告書（平成 29 年 3 月）公益財団法人日本高等教育評価機構

【資料 4-1-4】学校法人共済学院 就業規則

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

## 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

## 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

## (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

## (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、大学設置基準で定める数以上に専任教員を確保し、適切に配置している。令和2(2020)年5月1日現在、本学の専任教員は、全体で47名（教授18名、准教授5名、講師9名、助教8名、助手7）であり、教育目的及び教育課程に要する教員の確保と配置がなされている。

教員の採用・昇任については、「教員の採用、承認、配置換えに関する選考規程」【資料4-2-1】を設け、適切に運用している。

## 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

大学設置基準25条の3において「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と規定されている。

本学では教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組みとして、FD委員会を設置し【資料4-2-2】（図1-2-1参照）、教員の資質、能力向上のために、研修会の開催、改善を継続的に行なっている。令和元年(2019)度にFD委員会主催で企画された研修会は表4-2-1のとおりである。

表 4-2-1 令和元年度における FD・SD 研修会実施状況

| 日時・場所等                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1回 FD・SD 研修会</b><br>テーマ：本学の教育について<br>日 時：平成31(2019)年4月1日（月）10:30～11:00<br>場 所：幸手北キャンパス講義室2<br>講 師：総長                                              |
| <b>第2回 FD・SD 研修会</b><br>テーマ：本学学生の特徴を活かした初年次教育を考える<br>～基礎ゼミに焦点を当てて～<br>日 時：令和2(2020)年3月18日（水）13:30～16:30<br>場 所：幸手南キャンパス<br>※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期 |

**(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）**

今後は、教学マネジメント指針【資料 4-2-3】に基づいて、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などについて FD 委員会で議論し、実施を検討していく予定である。

上記の事項に加えて、教員の教育面における評価制度についても FD 委員会で検討を行うこととしている。

【資料 4-2-1】日本保健医療大学 教員の採用、承認、配置換に関する選考規程

【資料 4-2-2】学校法人共済学院 日本保健医療大学 委員会規程

【資料 4-2-3】教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22 日）中央教育審議会大学分科会



### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学設置基準 42 条の 3 において「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」と規定されている。

上記の規定に則り、本学では職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、その能力・資質を向上させるための取組みとして基準項目 4-2②で記載したとおり（表 4-2-1 参照）、FD・SD 研修会を実施している【資料 4-3-1】。

上記の取組みに加え、本学では職員が各種説明会・講習会に参加することを奨励している。令和元(2019)年度においては、次表のとおり職員が説明会等に参加しており、その能力・資質の向上に努めている。

##### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、学内に SD に関する規程を設けることによって組織としての位置付けを明確にし、SD 活動をこれまで以上に組織的かつ体系的に実施していく予定である。さらに教学マネジメント指針【資料 4-3-2】に則り、IR 部門を設け、SD の高度化も推進していく。

また、職員が説明会・研修会にこれまで以上に積極的に参加できるような体制を整備し、各職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付けられるよう改善を行っていく。

【資料 4-3-1】 2019 年度 FD 委員会 活動報告及び資料

【資料 4-3-2】 教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22 日）中央教育審議会大学分科会

表 4-3-1 令和元年度における講習会等参加状況

| 講習会等の名称                             | 日時、場所                                  | 主催                                                |
|-------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 2019 年知的財産権制度説明会（初心者向け）             | 令和元(2019)年 7 月 4 日<br>渋谷区文化総合センター大和田   | 独立行政法人工業所有権情報・研修館、特許庁、各経済産業局知的財産室、内閣府沖縄総合事務局知的財産室 |
| 令和元年度科学研究費助成事業説明会                   | 令和元(2019)年 9 月 11 日<br>上智大学            | 独立行政法人日本学術振興会、文部科学省                               |
| 高等教育の修学支援新制度説明会（大学等向け説明会）           | 令和元(2019)年 10 月 2 日<br>赤羽会館            | 文部科学省高等教育局 学生・留学生課高等教育修学支援準備室                     |
| 令和元年度日本学生支援機構奨学金業務研修会               | 令和元(2019)年 10 月 10 日<br>一橋大学           | 独立行政法人<br>日本学生支援機構                                |
| カリキュラム改正のポイントとその対応                  | 令和元(2019)年 11 月 2 日<br>WEB 配信          | 医学書院                                              |
| 平成 31 年度大学入学者選抜大学入試センター試験入試担当者連絡協議会 | 令和元(2019)年 12 月 2 日<br>メルパルク東京         | 独立行政法人大学入試センター                                    |
| 高等教育修学支援新制度説明会                      | 令和 2(2020)年 2 月 7 日<br>東京医科歯科大学        | 文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構                              |
| 修学支援制度説明会                           | 令和 2(2020)年 2 月 17 日<br>東京国際交流館メディアホール | 独立行政法人<br>日本学生支援機構                                |
| 日本学生支援機構奨学金業務連絡協議会                  | 令和 2(2020)年<br>2 月 17 日<br>東京国際交流館     | 独立行政法人<br>日本学生支援機構                                |

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

各専任教員に研究室を用意し、室内には業務用パソコン、プリンター等が整備されている。各専任教員はこれらを有効に活用し、教材の作成、先行研究の調査、データ解析、論文の執筆等を行っている。

パソコンやプリンターに不具合等が生じた場合は、総務課員が復旧等に対応する体制を整えている。各研究室は委託業者によって定期的に清掃が行われており、適切な管理がなされている。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」〔平成 19(2007)年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26(2014)年 2 月 18 日改正〕【資料 4-4-1】及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」〔平成 26(2014)年 8 月 26 日文科科学大臣決定〕【資料 4-4-2】に基づき、「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」【資料 4-4-3】、「公的研究費の使用に関する行動規範」【資料 4-4-4】、「公的研究費に関する不正防止計画」【資料 4-4-5】を策定すると共に、「公的研究費運営・管理・取扱規程」【資料 4-4-6】及び「研究活動における不正行為の防止に関する規程」【資料 4-4-7】を設けている。

上記の「研究活動における不正行為の防止に関する規程」に基づいて、各教員には年度ごとに本学が提供する研究倫理教育を受けることを義務付けている。令和元(2019)年度は独立行政法人日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニング (eLCoRE)」を全ての専任教員と公的研究費の管理業務を担当する事務局職員が受講した【資料 4-4-8】。

「研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図」【資料 4-4-9】を策定するとともに、「研究活動における不正行為に関する通報窓口」【資料 4-4-10】を設置し、大学ホームページで公表している【資料 4-4-11】。

また、教員が「人を対象とする研究」を開始する場合には、研究倫理・利益相反委員会の審査に付す必要がある旨を周知している。

これらの取組みを通じて、研究倫理を確立し、厳正な運用を行っている。

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は「教員個人研究費規程」【資料 4-4-12】を設け、個人研究の推進を図ることを目的として、専任教員に個人研究費を支給している。個人研究費の支出に際しては、教員が

提出する申請書、領収書等に基づいて支払い手続きを行っている。

また、専任教員には各週に1日ずつ研究日を設けており、教員が個人の研究に集中できる環境を整えている。

さらに、研究促進委員会の主催により外部資金の獲得促進のため「研究費獲得支援説明会」【資料 4-4-13】が開催されている。リサーチマップの解説や外部資金獲得経験のある研究者から助言が行われた。外部資金の管理を担当する総務課からは「科研費説明会」が行われており、外部資金を管理する担当職員から科研費の最近の動向及び令和2年度の応募について説明が行われた。開催日時等の詳細は、表 4-4-1 に示すとおりである。

表 4-4-1 令和元年度における説明会の実施状況

| 日時・場所                                         | 内容                                                                          |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 令和元(2019)年7月24日(水)<br>12:50~13:20<br>幸手南キャンパス | 「研究費獲得支援説明会」<br>現状およびサポート制度の解説<br>講師：廣瀬教授<br>リサーチマップの解説と獲得者からの助言<br>講師：加茂助教 |
| 令和元(2019)年10月2日(水)<br>幸手北キャンパス                | 「科研費説明会」<br>科研費の最近の動向及び令和2年度の応募について<br>講師：外部資金担当職員                          |

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

各研究室に配備しているパソコン、プリンター等について、教員の研究に支障が生じないよう計画的に更新を行うこととしている。また学生の学修環境の整備（基準項目 2-5 参照）と同様に、教員の研究環境をより強化するため、SINET へ加入、接続し、通信環境を強化することを検討している。

研究倫理・利益相反委員会の規程を整備し、委員会による審査の根拠を明確化する。各教員がより高い研究倫理規範に基づいて研究を行えるように改善を進めていく予定である。

今後は、本学の内部監査規程【資料 4-4-14】に基づき監査部門を設置するなど、より適切に研究費の管理が行える体制を構築していく予定である。

第1期中期経営計画（2020-2024）【資料 4-4-15】に記載のとおり、研究促進戦略として科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）への応募件数と採択件数の増加を掲げている。この目標を実現させるために、研究促進部門（URA 室など）を設け、職員の役割を明確化していく予定である。同部門には、リサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置し、研究活動活性化のための環境整備及び研究開発マネジメント強化を行っていく計画である。現在、本学と株式会社テクノ・ラボの共同研究として「保育園（乳幼児）における動物介在教育」（プロジェクトリーダー：熊坂隆行学長代行）が進められており【資料 4-4-16】、このような産学連携を促進するためにも、研究促進部門を整備し、地元企業との連携や研究資金の獲得を目指すこととしている。

上記の取組みに際して、職務発明規程を定めることによって発明に関する権利（特許を受ける権利）の帰属を明確化し【資料 4-4-17】、発明者（主に教員）に与える相当の利益（特許法 35 条 6 項）についても検討を行っていく予定である【資料 4-4-18】。

【資料 4-4-1】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19(2007)年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26(2014)年 2 月 18 日改正）

【資料 4-4-2】研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26(2014)年 8 月 26 日文部科学大臣決定）

【資料 4-4-3】学校法人共済学院日本保健医療大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

【資料 4-4-4】学校法人共済学院日本保健医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範

【資料 4-4-5】学校法人共済学院日本保健医療大学における公的研究費に関する不正防止計画

【資料 4-4-6】学校法人共済学院 日本保健医療大学 公的研究費運営・管理・取扱規程

【資料 4-4-7】日本保健医療大学 研究活動における不正行為の防止に関する規程

【資料 4-4-8】修了証明書（日本学術振興会）

【資料 4-4-9】研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図

【資料 4-4-10】日本保健医療大学 研究活動における不正行為に関する通報窓口

【資料 4-4-11】大学ホームページ（研究上の情報等）

【資料 4-4-12】日本保健医療大学 教員個人研究費規程

【資料 4-4-13】研究費獲得支援説明会 開催案内

【資料 4-4-14】学校法人共済学院 内部監査規程

【資料 4-4-15】学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）（再掲）

【資料 4-4-16】大学ホームページ（お知らせ：【産学連携】アニマルセラピープロジェクト事業）

【資料 4-4-17】大学等における特許法第 35 条第 3 項の適用について（平成 28 年 1 月特許庁）

【資料 4-4-18】産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議 事務局、文部科学省高等教育局、文部科学省科学技術・学術政策局、経済産業省産業技術環境局）

#### 〔基準 4 の自己評価〕

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、管理運営委員会を設置している。本学の使命・目的を達成するため、管理運営委員会、教授会、各委員会において様々な議論がなされており、本学がその教育目的を達成するための管理運営がなされていると評価できる。

大学の意思決定については、学長は理事会により任命され、校務をつかさどり、所属職員を統督すること、学長は校務全般に関し、最終決定権を有する旨が規定されており、大学の意思決定の権限と責任は明確である。

教授会の組織上の位置付け及び役割は、学則において明示されており、適切に機能している。教授会等に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、学則に定めている。

大学の意思決定及び教学マネジメントは、管理運営委員会、教授会、各委員会の議論を通じて、大学の使命・目的に沿って適切に行われていると評価できる。学則に基づいて、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置されており、各職員の役割は就業規則等を通じて明確化されていると評価できる。

学校教育法、大学設置基準に基づいて、大学に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。大学の採用・昇任の方針として「教員選考規程」を定め、適切に運用している。

FD 委員会における議論に基づいて、教員研修と職員の資質・能力向上のための研修として FD・SD 研修会を実施している。

各教員に研究室を割り当て、パソコン、プリンターを配置する等、快適な研究環境を整備していると評価できる。研究倫理に関しては、必要な規程を整備し、厳正に運用している。研究活動への資源配分に関する規程を制定し、物的支援と人的支援を行なっている。

研究促進委員会における議論に基づいて、外部資金申請に関する説明会を開催するなど、外部資金の導入に努力していると評価できる。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### **(1) 5-1 の自己判定**

基準項目 5-1 を満たしている。

##### **(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

本学は、寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性と保健医療における高度の専門的な知識・技術を有する人材を育成し、もって人類の福祉のため高度な社会の実現に貢献することを目的とする」と規定している【資料 5-1-1】。

本学は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守するとともに、事務局組織規程【資料 5-1-2】、就業規則【資料 5-1-3】等の学校法人の管理及び運営に関する基本的事項の規則を整備している。さらに、公益通報に関する規程【資料 5-1-4】も整備しており、組織倫理に関する規則に基づいて、適切な運営を行っていると評価することができる。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

本学は、寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として理事会を設置し、理事会を開催している。また、理事長の諮問機関として評議員会を設置し、評議員会を開催している。

法人の使命・目的を達成するため、各会計年度の事業計画及び予算を編成し、評議員会にあらかじめ意見を求めた上で、理事会で決定している【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】。会計年度終了後には、実績報告及び決算について理事会で承認、決定し、評議員会に当該事業及び決算について報告している【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】。

このように、本学の使命、目的の実現するために継続的な努力を行っている。

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

環境への配慮について、衛生委員会の主導により校内巡視などを行い、危険個所や授業・職場環境をチェックし、必要に応じて改善策を審議、決定、実施している。省エネルギーの取り組みの具体的な施策として、トイレの照明を原則消灯（使用時点灯）とし、教室等の使用に際してドアを閉め、冷暖房の効率化を図っている。また、環境への配慮に関する具体的な施策としてキャンパス内に樹木やベンチを配置する等の取り組みを行っている。

人権への配慮について、ハラスメント防止規程【資料 5-1-9】、個人情報保護に関する規程【資料 5-1-10】が定められており、本学の教職員として責任ある行動を促している。

安全への配慮として、教職員が大学にいない場合（土日・夜間）に対応するため、警備

会社の警報システムを導入し、防犯カメラを設置するなど、学内の安全と事故防止に適宜適切な対応をしている。平成 29(2017)年 9 月には消防訓練を実施し、災害発生時の避難経路の確認などを行っている【資料 5-1-11】。

さらに、幸手市から災害時避難所の指定を受けており、本学の体育館を避難所として提供している。周辺の町内会・自治会の実施する防火、防災訓練に協賛して訓練の場も提供している。

このような取組みを通じて、災害の予防並びに災害発生時の人命安全及び物的被害の軽減を図り、地元自治体との連携を強化していると言える。

### **(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）**

上記のとおり、本学では経営に関する規則が整備され、円滑な管理、運営が行われていると評価できる。一方で、社会情勢等の変化を確実に捉え、大学として取り組むべき課題には柔軟に対応していく。

寄附行為【資料 5-1-1】等に基づき、本学の使命、目的の実現に向けて健全な財政運営を継続する。

「危機管理基本マニュアル」【資料 5-1-12】を制定し、学内の適正な手続きを経て運用を開始していく予定である。消防訓練を行う頻度についても、見直しを行っていく予定である。

環境への配慮・省エネルギーの対応について、継続して効果を上げていくために定期的に点検を行い、改善すべき点があれば対応を行う。また、教職員や学生に対しては環境保存、人権、安全への配慮について必要な情報を共有し、より一層の協力を求めていく。さらに、令和 2(2020)年 7 月に制定した特定個人情報の保護に関する規程【資料 5-1-13】に基づいて、学内の実務体制を構築していく予定である。

【資料 5-1-1】 学校法人共済学院 寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 事務局組織規程

【資料 5-1-3】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 就業規則

【資料 5-1-4】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 公益通報者の保護等に関する規程

【資料 5-1-5】 令和元年度 第 7 回理事会 議事録

【資料 5-1-6】 令和元年度 第 6 回評議員会 議事録

【資料 5-1-7】 令和 2 年度 第 1 回理事会 議事録

【資料 5-1-8】 令和 2 年度 第 1 回評議員会 議事録

【資料 5-1-9】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 ハラスメント防止規程

【資料 5-1-10】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 個人情報保護に関する規程

【資料 5-1-11】 消防訓練実施結果報告書（平成 29 年 9 月 21 日）

【資料 5-1-12】 危機管理基本マニュアル（案）

【資料 5-1-13】 学校法人共済学院 特定個人情報保護規程



## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第5条第1項第1号に基づき理事10人以上12人以内を置くこととされ、本学の最高意思決定機関として、理事をもって組織構成される理事会が設置されている【資料5-2-1】。理事会では理事の選任、事業計画、規程の制定・改正・施行等について審議を行っている。

令和元(2019)年度においては、理事会が7回開催されており、出席率（議決権行使書を含む）は9割以上で推移している【資料5-2-2】。

#### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

現在の寄附行為に定められた管理運営体制をベースに、今後も大学を取り巻く状況の変化に迅速に対応できる体制を構築する。新たな社会的価値観やグローバル化した社会に対応可能な人材の登用も検討する。

管理運営委員会は、理事会での意思決定を円滑に行うために重要な役割を担っており、今後も定期的に開催し、十分な協議と意見交換に努める。

【資料5-2-1】 学校法人共済学院 寄附行為

【資料5-2-2】 平成31年度・令和元年度 理事会 議決権行使書回収状況

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人と大学に関する管理運営については、寄附行為 16 条【資料 5-3-1】に基づき理事会で決定している。大学に関する教育・研究については教授会が対応し、運営については事務局が対応している。

本学では、大学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図ることを目的として、学則 6 条【資料 5-3-2】に基づき管理運営委員会が設置されている。理事長、学長、学科長、事務局長等を構成員とする管理運営委員会が月に 2 回開催されており、理事会と大学間の意思疎通と連携は適切に行われている（図 1-2-1 を参照）。

理事長の職務については、寄附行為 11 条において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定されている。学長の職務及び権限については、学則 5 条の 2 第 1 項において「学長は、理事会より任命され、校務をつかさどり、所属職員を統監する」と規定され、同条 2 項において「学長は校務全般に関し、最終決定権を有する」と規定されている【資料 5-3-1】。

各教育・研究部門の委員会からは、様々な提案が行われている。各委員会からの提案事項は管理運営委員会において審議され、理事会で承認が必要な事案については、理事会へ提案が行われている。

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人には、寄附行為 5 条の規定に基づき、役員として監事 2 名が置かれている。その選任は、寄附行為 7 条の規定により「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定められている。監事は、寄附行為 15 条に基づいて、法人の業務や財産状況の監査及び毎会計年度終了後に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出、報告することなどを主な職務としている【資料 5-3-1】。

令和元(2019)年度において、監事は全ての理事会に出席しており、必要に応じ意見を述べるなど、監事の職務をはたしている。

寄附行為 19 条に基づいて、本法人には評議員会が設置されている。評議員会は「21 人以上 25 人以内」の評議員をもって構成される。また評議員の構成は、表 5-3-1 のとおりである。なお、評議員の任期は寄附行為 24 条により、3 年と定められている。

理事長からの評議員会への諮問事項は、寄附行為 21 条に規定されている。令和元(2019)年度第 7 回理事会においては、令和 2(2020)年度事業計画、予算等が理事長から諮問された【資料 5-3-3】。

表 5-3-1 評議員の構成

| 選任区分                                                                        | 人数               |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 【寄附行為第 23 条第 1 号評議員】<br>この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、<br>評議員会において選任した者        | 1～2 人            |
| 【寄附行為第 23 条第 2 号評議員】<br>この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会<br>において選任した者 | 1～2 人            |
| 【寄附行為第 23 条第 3 号評議員】<br>学識経験者のうちから、理事会において選任された者                            | 19 人以上<br>21 人以内 |

**(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）**

本学の使命、目的の達成のため、理事長及び学長のリーダーシップのもと、現在設置している理事会、評議員会、管理運営委員会、教授会、各種委員会の機能をさらに活性化させる。組織体制を充実させるうえで教育・研究部門と管理部門の連携は不可欠であるため、互いの連携によりスムーズな意思の疎通を図る。

また、本学の運営にあたり、会議や直接の提案等により、教職員の意見や学生の意見等を取り入れている。今後も継続して教職員の意見や学生の意見等を吸い上げ、本学の運営に活かしていく。

【資料 5-3-1】学校法人共済学院 寄附行為

【資料 5-3-2】日本保健医療大学 学則

【資料 5-3-3】令和元年度 第 7 回理事会 議事録

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和元(2019)年度には、理事会において中期経営計画として「学校法人共済学院第1期中期経営計画(2020-2024)」を決定した【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】。今後はこの計画に基づいて財務運営を行っていく。

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の過去5年間の収支状況は、表 5-4-1 のとおりである【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】。

平成28(2016)年度に理学療法学科が開設され、令和元(2019)年度に3期生を迎えた。このことによって事業活動収入は1,014,579千円まで増加している。基本金組入前当年度収支差額については、理学療法学科開設に係る経費(校地及び校舎の購入、校舎の改修、教職員の新規雇用、書籍の購入等)が影響して、平成30(2018)年度まではマイナスで推移したが、前述のとおり、理学療法学科の学生の増加によってプラスに転化させることができた。令和2(2020)年度の資金収支計算書予算は表 5-4-2 のとおりである【資料 5-4-8】。理学療法学科が4期生を迎えることから、学生生徒等納付金収入が安定的なものとなると想定している。人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出についても安定するものとして、事業計画を策定している。

基準項目 4-4 に記載のとおり、本学では研究促進委員会主催の研修会を行うなど、外部資金の獲得に注力している。

#### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの実績に基づき、収支均衡を考慮した安定的な運営に努めていく。安定的な経営基盤を構築するためには、定員を充足する入学者数の確保が重要である。これを実現するために策定した第1期中期経営計画(2020-2024)に基づいて、学生生徒等納付金収入の安定化に努める【資料 5-4-2】。具体的には、教学 IR 体制を構築し、教育研究・経営・財務情報など大学の諸活動に関する情報収集・蓄積を行っていく。これらの情報を学内で共有することによって大学の質保証を促し、学生数の安定化を図る。

また、研究促進部門の設置と、リサーチ・アドミニストレーター(URA)の配置により外部資金の獲得を推進していく予定である(基準項目 4-4 に詳述)。

今後も減価償却費負担が継続すること、校舎の修繕費支出が見込まれることに留意して定員充足と経費の効率的な執行を徹底する【資料 5-4-8】。

表 5-4-1 直近 5 年間における収支額の推移

(単位：千円)

| 科目                | 平成 27 年度<br>(2015 年度) | 平成 28 年度<br>(2016 年度) | 平成 29 年度<br>(2017 年度) | 平成 30 年度<br>(2018 年度) | 令和元年度<br>(2019 年度) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 事業活動収入            | 815,065               | 780,493               | 863,713               | 979,428               | 1,014,579          |
| 事業活動支出            | 730,567               | 817,704               | 1,004,568             | 1,014,373             | 1,000,771          |
| 基本金組入前<br>当年度収支差額 | 83,583                | △39,321               | △144,165              | △38,945               | 14,489             |
| 基本金組入             | △7,532                | △331,812              | △218,407              | △85,547               | △73,830            |
| 当年度収支差額           | 76,051                | △371,134              | △362,572              | △124,493              | △59,341            |

表 5-4-2 令和元年度

(単位：千円)

| 収入の部        |           | 支出の部      |            |
|-------------|-----------|-----------|------------|
| 科目          | 予算        | 科目        | 予算         |
| 学生生徒等納付金収入  | 1,083,710 | 人件費支出     | 591,000    |
| 手数料収入       | 19,120    | 教育研究経費支出  | 142,280    |
| 寄附金収入       | 0         | 管理経費支出    | 117,860    |
| 補助金収入       | 70,000    | 借入金等利息支出  | 3,000      |
| 資産売却収入      | 0         | 借入金等返済支出  | 49,074     |
| 不随事業・収益事業収入 | 100       | 施設関係支出    | 0          |
| 受取利息・配当金収入  | 24        | 設備関係支出    | 7,000      |
| 雑収入         | 5,360     | 資産運用支出    | 0          |
| 借入金等収入      | 0         | その他の支出    | 96,000     |
| 前受金収入       | 358,000   | 予備費       | 10,000     |
| その他の収入      | 52,500    |           |            |
| 資金収入調整勘定    | ▲360,000  | 資金支出調整勘定  | ▲52,000    |
| 前年度繰越支払資金   | 1,161,141 | 翌年度繰越支払資金 | ▲1,425,741 |
| 収入の部 合計     | 2,389,955 | 支出の部 合計   | 2,389,955  |

- 【資料 5-4-1】令和元年度 第 6 回理事会 議事録
- 【資料 5-4-2】学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）
- 【資料 5-4-3】平成 27 年度（2015 年度）事業報告書
- 【資料 5-4-4】平成 28 年度（2016 年度）事業報告書
- 【資料 5-4-5】平成 29 年度（2017 年度）事業報告書
- 【資料 5-4-6】平成 30 年度（2018 年度）事業報告書
- 【資料 5-4-7】令和元年度（2019 年度）事業報告書
- 【資料 5-4-8】学校法人共済学院 日本保健医療大学 2020 年度事業計画書

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準、経理規程【資料 5-5-1】、固定資産及び物品管理細則【資料 5-5-2】に基づき、適正に会計処理を行っている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、会計年度終了後、私立学校法第 37 条第 3 項第 2 号及び寄附行為第 15 条に規定される監事の職務（学校法人監事監査）に基づき、法人の業務及び財産状況について監査を行い、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会へ監査報告書を提出している【資料 5-5-3】。

また、令和元(2019)年度の公認会計士による私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査も実施されており、独立監査人の監査報告書により監査意見が付されている。公認会計士（笹原公認会計士事務所）による監査報告書（抜粋）によれば、「学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人共済学院の令和 2(2020)年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」とされている。

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学校法人会計基準、本学経理規程、固定資産及び物品管理細則等に基づき適正な会計処理を行う。また資金収支計算書など会計関係書類の解説をさらに見やすくして表記していく予定である。

なお、令和 2(2020)年度中に運用している「新型コロナウイルス感染症対策支援金制度」（基準項目 2-4 に詳述）【資料 5-5-4】に係る予算については、理事会に諮った上で補正予算として編成し、執行している【資料 5-5-5】。

【資料 5-5-1】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 経理規程

【資料 5-5-2】 経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 監査結果報告書

【資料 5-5-4】 新型コロナウイルス感染症対策支援金規程（再掲）

【資料 5-5-5】 令和 2 年度 学校法人共済学院 第 2 回理事会 議事次第

### 【基準5の自己評価】

経営の規律と誠実性について、本学は関係法令を遵守し、学内の規則に基づき適切な運営が行われている。本学の使命・目的を実現するために、寄附行為及び学内規程に基づき、継続的な努力を行っているとは評価できる。衛生委員会が主導する活動や、省エネルギー等の取組みを通じて環境への配慮がなされている。ハラスメント防止規程、個人情報保護規程を整備するなど、人権への配慮もなされている。警備会社との契約、防犯カメラの設置等、防災訓練の実施等、学内外に対する危機管理の体制を整備し、これらは適切に機能していると評価できる。

本学の使命・目的の達成に向けて、寄附行為に基づき意思決定ができる体制として理事会が設置されている。理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は、適切に行われていると言える。

本学の意思決定については、本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図る目的で管理運営委員会が設置されている。管理運営委員会の運用により、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携が、適切に行われているとは評価できる。寄附行為に基づく監事の配置及び評議員会の適切な運用により、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が整備されているとは評価できる。監事の選任は寄附行為に基づき適切に行われている。

本学は、第1期中期経営計画（2020-2024）に基づく財務運営を開始しており、安定した財務基盤を確立しているとは評価できる。本学の使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているとは評価できる。

学校法人会計基準や本学の経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施している。法人の業務及び財産状況について監査を行い、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会へ監査報告書を提出するなど、会計監査を行う体制が整備されており、厳正に会計監査が実施されているとは評価できる。



## **基準 6. 内部質保証**

### **6-1. 内部質保証の組織体制**

#### **6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

##### **(1) 6-1 の自己判定**

基準項目 6-1 を満たしている。

##### **(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

内部質保証のための恒常的な組織体制として、自己点検・評価委員会を設置している【資料 6-1-1】。本委員会は、学長が委員長を務め、学科長、教員、事務局職員を構成員としている。自主的・自律的な自己点検・評価の実施について、実施項目、スケジュール等について議論を行っており、認証評価機関による評価、日本看護学教育評価機構及びリハビリテーション教育評価機構による分野別評価の実施についても検討を行っている【資料 6-1-2】。

同委員会では、平成 28(2016)年度に受審した認証評価の結果に基づき改善策を検討し、教養教育体制の整備として教養教育委員会の設置、心のケア等の相談の窓口として学生相談室の設置等を推進してきた。これらの実績に基づいて改善報告書【資料 6-1-3】を作成し、令和元(2019)年 7 月に本学ホームページ上でこれを公表した【資料 6-1-4】。

さらに、同委員会において、自己点検・評価、認証評価、分野別評価の結果を生かして、大学全体の改善につなげる仕組みについても検討を行っている。

##### **(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）**

今後は「自主的な自己点検・評価」、「認証評価」に加え、日本看護学教育評価機構及びリハビリテーション教育評価機構による分野別評価も実施していく予定である。リハビリテーション教育評価機構による評価は、令和 3 年度に受審する予定である。

また、内部質保証に関する全学的な方針を策定し、学内外に明示していく予定である。

【資料 6-1-1】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 委員会規程

【資料 6-1-2】 令和 2 年度 第 1 回自己点検・評価委員会 議事録

【資料 6-1-3】 改善報告書

【資料 6-1-4】 大学ホームページ（情報公開：点検・評価）

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価について、監査室を中心に平成 27 年にエビデンスに基づいた自己点検・評価を実施している【資料 6-2-1】。平成 28(2016)年には日本高等教育評価機構による認証評価を受審している【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】。基準項目 6-1 に記載したとおり、現在は自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価及び分野別評価の実施について検討を行っている。

自己点検・評価及び認証評価の結果は、本学ホームページ【資料 6-2-5】を通じて内外に広く周知している。

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の現状把握のため、学生へのアンケート調査及び卒業生の進路調査など様々なデータ収集を行っており、教務委員会を中心に、教職協働でデータの分析を実施している。

#### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証について、自己点検・評価委員会が中心となり、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。今回の自己点検・評価の結果に基づいて改善策を検討し、大学の使命・目的に即した教育研究活動等の向上を図っていく。

今後は、IR 機能を持った部署、監査部門を明確に設置し、内部質保証に係る業務を推進していく予定である。現在は教務委員会等に所属する教職員が中心となって継続的にデータの収集と分析を行っているが、IR 機能を持った部署を設置することによって、より精緻なデータの評価・分析が可能になると考えている。「IR 機能の構築」は、第 1 期中期経営計画（2020-2024）【資料 6-2-6】にも記載していることであり、早期の実現を図ることとしている。

【資料 6-2-1】 2015 年度（平成 27 年度）自己点検評価書

【資料 6-2-2】 2016 年度（平成 28 年度）自己点検評価書

【資料 6-2-3】 平成 28 年度大学機関別認証評価報告書

【資料 6-2-4】 認証評価結果に対する改善報告書

【資料 6-2-5】 大学ホームページ（情報公開：点検・評価）

【資料 6-2-6】 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、設置認可申請書に基づき、教育研究、学生支援および管理運営等の大学運営全般の活動を「Plan（計画）」し、大学の教員や各事務部門の職員により「Do（実施・実行）」に移されてきた。また、その都度、関連の委員会で「Check（点検・評価）」し、「Action（処置・改善）」に繋げてきた。

自主的・自律的な自己点検・評価は、これまでの「Plan（計画）」と「Do（実施・実行）」を「Check（点検・評価）」するために必須である。自主的・自律的な自己点検・評価で明らかになった改善すべき点に基づいて「Action（処置・改善）」を行っていく。定期的な自己点検・評価の実施により、全学的な改革サイクルが確立するものとする【資料 6-3-1】。

さらに各委員会や事務部門等では、自己点検・評価の結果として明らかになった改善すべき点について、具体的にどのように「Action（処置・改善）」していくのかを検討している。必要に応じて大学の管理運営委員会、教授会、学科会議等に諮り、改善、向上のための努力を重ね、円滑な大学運営が行われるよう努力しているところである。

##### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も自己点検・評価委員会が中心となり、内部質保証のための計画を実施していく。また大学の IR 機能を組織として明確化し、収集したデータの一層の活用を目指す。自己点検・評価委員会やそれぞれの教職員が気づいた改善すべき点等を集約し、それらを解決・改善していけるよう努める。

また、学則 2 条 2 項【資料 6-3-2】に基づき、第三者による評価も導入していく予定である。

【資料 6-3-1】認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）平成 28 年 3 月 18 日 中央教育審議会大学分科会

【資料 6-3-2】日本保健医療大学 学則

### 【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための組織体制として自己点検・評価委員会を設置し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価はエビデンスに基づいて実施されており、評価結果は、大学ホームページを通じて学内外に周知が行われている。

現状の把握として、各委員会や教職員によってデータの収集・分析が行われていると言えるが、これをより一層強固なものとするため、IR 機能を持った部署の創設が検討されている。

自己点検・評価等を通じて、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われており、その結果を学内で共有し、改善策を実行に移している。この循環によって、教育の改善・向上が図られていると評価することができる。更なる取組みとして、今後は IR 機能を持った部署及び監査部門を中心に、自己点検・評価の結果を活用していくことが検討されている。

平成 28(2016)年度に受審した認証評価において指摘された「改善を要する点」については、自己点検・評価委員会での議論に基づいて、「医務室・学生相談室の設置」、「教授会における入試判定の実施」、「教養教育委員会の設置」といった形で大学運営に生かされてきたと評価できる。

今回の自己点検・評価（「基準 1」から「基準 5」）において今後の課題とした点については、自己点検・評価委員会で改善策を検討し、各種委員会、教授会、管理運営委員会、理事会に諮った上で実行に移していくこととする。

## IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

## 基準 A. 地域貢献・社会連携

## A-1. 地域社会への協力体制と貢献

## A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

## A-1-② 地域貢献を円滑に進めるための組織とその運営

## (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

## (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

## (ア) 公開講座

本学の教育、研究成果を広く社会に公開し、地元の大学として幸手市民の健康福祉、文化の向上に資することを目的として、本学教員が講師となり、日常生活に役立つ医学・医療に関する公開講座を行っている。

我が国では、健康とされる人々の中には、「自覚症状（病気の前兆）もなく健康と本人は思っているが、実は病気に近い状態」（「未病」の状態）にある人が大変多くなっている。この「未病」の状態になる前の、「健康」であるうちから、「発症」はもとより「未病」からも“縁遠い”健康状態に向かわせようという考え方とその実践は、今後の社会の重要な医学的課題である。このような問題に対し、健康促進、予防及び対策として、本学では、「市民公開講座」を行っている。令和元(2019)年度の公開講座の実施内容は表 A-1-1 のとおりである【資料 A-1-1】。

表 A-1-1 令和元年度における公開講座実施状況

| 日時、場所等                                                                                                                                                           | 講演内容                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時：2019 年 12 月 7 日（日）13:30～16:15<br>場 所：日本保健医療大学<br>幸手南キャンパス 505 講義室<br>（幸手市平須賀 2-555）<br>定 員：120 人<br>テーマ：“なるほど！知識”で豊かに生きる<br>後 援：幸手市<br>幸手市社会福祉協議会<br>幸手市囲碁連盟 | 講演Ⅰ：牛井と呼吸の意外な関係？！<br>講師：江口 勝彦先生<br>（日本保健医療大学 理学療法学科 学科長）<br>講演Ⅱ：基盤に見る人生模様<br>—3 歳から 100 歳、それぞれの人生—<br>講師：小松 英子先生<br>（日本保健医療大学 看護学科 非常勤講師<br>日本棋院棋士 四段） |

## (イ) 子ども大学事業

埼玉県为推进事業である「子ども大学さって」に、令和元(2019)年度5回実施のうち2回(第3回、第4回)を日本保健医療大学で担当した(表A-1-2参照)【資料A-1-2】。引き続き令和2(2020)年度以降も協力していく予定である。平成14(2002)年にドイツのチュービンゲン大学で産声をあげた「子ども大学(Kinder-Uni)」は、平成20(2008)年に日本にも埼玉県の川越市で「子ども大学かわごえ」として最初に設立され、徐々に広まり始めた。その後、平成25(2013)年に幸手市において、幸手市、幸手市青少年相談員協議会、幸手青年会議所と本学が協力し「子ども大学さって」が開催されている。杉戸町で行われている「すぎと町民大学」においても講師を担当し、医療におけるアニマルセラピーの現状等を紹介した(表A-1-3参照)【資料A-1-3】【資料A-1-4】。さらに、埼玉葛地区人権教育指導者研究会においても講演を行うなど、地域への貢献を深めている(表A-1-4)【資料A-1-5】。

## (ウ) その他の地域交流

学院祭では医療の講演や健康診断を行い、地域の方々に好評を博している。また表A-1-4に示すとおり各種の地域関連行事にボランティアとして参画しており、積極的に地域との交流を行っている。

表A-1-2 令和元年度「子ども大学さって」における本学の担当内容

| 日時                                     | 会場                   | 内容                         |
|----------------------------------------|----------------------|----------------------------|
| 令和元(2019)年<br>11月17日(日)<br>15:00~16:30 | 日本保健医療大学<br>幸手北キャンパス | ・ やってみよう!心肺蘇生法<br>・ 笑い!と健康 |

表A-1-3 令和元年度「すぎと町民大学」における本学の担当内容

| 日時                     | 会場    | 内容                                                                                      |
|------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元(2019)年<br>9月21日(土) | 杉戸町役場 | ・ 医療におけるアニマルセラピー(セラピードッグ)の現状<br>・ 動物型福祉玩具を用いた動物介在療法(アニマルセラピー)<br>・ 動物介在活動<br>・ 動物介在看護 等 |

表A-1-4 令和元年度「埼玉葛地区人権教育指導者研究会」における講演内容

| 日時                      | 概要                                                                                  |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元(2019)年<br>11月26日(火) | 学校・病院におけるアニマルセラピー～人と動物の関係を探る～<br>市町人権教育推進協議会役員、市町社会教育関係団体役員、市町人権教育推進関係者をはじめ約150名が参加 |

表 A-1-5 令和元年度における地域関連事業への参加状況

| 行事名         | 日時        | 内容             |
|-------------|-----------|----------------|
| 幸手市健康マイレージ  | 6月21日～23日 | 教員と学生が計測者として参加 |
| 市民向け健康講座    | 7月21日     | 「笑い与健康」について講演  |
| 手ぶらで防災キャンプ  | 9月14日～15日 | AED講習等         |
| 幸手市子育て応援まつり | 12月8日     | 幼児とのおもちゃ作り等    |

### A-1-② 地域貢献を円滑に進めるための組織とその運営

本学では、地域連携活動を組織的かつ円滑に行うことを目的として、教授会の下に公開講座委員会が設置されている【資料 A-1-6】。同委員会は教職員を構成員とし、地域連携、公開講座活動に係る基本方針、活動の企画、立案、取組、その他地域連携活動を推進するための必要事項について検討を行っている。公開講座の参加者募集、運営にも携わっており、本学教員が企画する公開講座を円滑に運用できるようサポートしている。

同委員会では、学外からの要請に対する窓口として、イベントへの参加の適否、企画、教職員・学生への参加呼びかけ、イベントの運営も行っている。

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特徴を活かした公開講座（特に健康に関連する講座）や専門職の資質向上に繋がられる研修会や講習会などの開催のために、公開講座委員会をはじめとした教授会関連の教育・研究部門委員会の活動を継続するとともに、幸手市や近隣の病院、施設などとの連携を更に深めていく予定である。

次世代教育の追究と将来の保健医療の人材の育成の場としても「子ども大学」を進めていく必要があり、講義を子供が楽しく、深く学ぶために「自主的に学ぶ」と「わかりやすさ」を軸として継続していく。

加えて、令和2(2020)年12月10日に、本学は幸手市と包括連携協定を締結した【資料 A-1-7】。本学と幸手市の相互の密接な連携により、地域課題等に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的としている。協定に基づく主な取り組みは下記のとおりである。

- 福祉・医療・保健に関すること
- 地域振興・観光に関すること
- まちづくりに関すること
- 情報発信に関すること
- 市民生活・環境に関すること
- 学校教育・生涯学習の推進に関すること
- 人材の育成に関すること
- その他、本協定の目的を達成するために必要な事業に関すること

- 【資料 A-1-1】 第 13 回日本保健医療大学公開講座（案内ポスター）
- 【資料 A-1-2】 令和元年度子ども大学さって
- 【資料 A-1-3】 2019 年度「すぎと町民大学」学習計画（予定）
- 【資料 A-1-4】 第 10 回アニマルセラピー
- 【資料 A-1-5】 大学ホームページ（お知らせ：熊坂隆行看護学科長が講演を行いました。）
- 【資料 A-1-6】 学校法人共済学院 日本保健医療大学 委員会規程
- 【資料 A-1-7】 大学ホームページ（お知らせ：幸手市と包括的連携協定を締結しました）



**〔基準 A の自己評価〕**

本学主催の公開講座、各自治体が主催する事業への参加等を通じて、地域との連携や地域貢献の基盤が構築されている。

本学の教職員及び学生に対して、継続的に、様々な企画への参加要請がある。これは、本学の地域貢献活動が周辺地域の方々に認識され、浸透している証左と評価できる。

幸手市との包括連携協定を締結したことによって、今後より一層、地域課題等に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与していく。

## **基準 B. 国際化に対応する医療職教育**

### **B-1. 医療現場の国際化に対応する医療職教育**

#### **B-1-① 医療現場で必要とされる専門語学教育の適切な実施**

#### **B-1-② 海外留学プログラムの具体的な提供**

##### **(1) B-1 の自己判定**

基準項目 B-1 を満たしている。

##### **(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **B-1-① 医療現場で必要とされる専門語学教育の適切な実施**

看護学科では、必修教科として「英語Ⅰ（聴解力・文法・読解力・表現力）」、「英語Ⅱ（会話）」、「英語Ⅲ（応用）」、「英語Ⅳ（医療英語）」を設定しており、選択科目として「フランス語」、「朝鮮語」を配置している。理学療法学科では、必修科目として「英語Ⅰ（基礎）」、「英語Ⅱ（会話）」、「英語Ⅲ（読解）」、「英語Ⅳ（医療英語）」を設定しており、選択科目として「中国語」、「フランス語」、「スペイン語」を配置している。これらの授業を通じて医療現場における語学教育を実践し、少人数での医療現場実践の語学教育を行っている。

さらに、「国際文化論」【資料 B-1-2】、「国際保健学」【資料 B-1-3】などを選択科目として設定しており、国際的に受信、発信する能力の養成、国内外の医療現場において活躍できる医療専門職の養成に取り組んでいる。

希望者には、放課後に専任教員による英語コース（無料）があり、日本語を禁止して TOEIC 等の英語資格取得を支援している。

#### **B-1-② 海外留学プログラムの具体的な提供**

国際的に活躍できる医療従事者を養成することは、本学の教育上の目標の一つである【資料 B-1-1】。この目標を達成するプログラムとして、英国文化・語学留学制度を運用している。対象は、1～4 年次生で、年度末の休暇期間を活用している。他国の文化の地で過ごすことは、学生の視野を広げ、豊かな人間性を培うことにもつながると考えている。

留学先は、本学の提携校 Bell International Colledge である。より多くの学生が留学の機会を得られるよう、本制度に応募した学生に補助金（一人当たり 20 万円）を拠出している。一般家庭にホームステイする機会も設けられているので、学んだ英語を生かし、国際交流を行うことができる。

同校の語学施設には様々な国から学生が参加しており、英国以外の国の学生とも交流を持つことができる。留学時には語学だけでなく、文化、マナー、習慣の違いも学ぶことができる。令和元(2019)年度には、3 人の学生が本制度を活用して留学を行なった。留学の成果は学内で報告され、大学案内【資料 B-1-4】、本学ホームページ【資料 B-1-5】にも掲載している。

##### **(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）**

全世界で新型コロナウイルス（COVID-19）が蔓延しており、今後も英国文化・語学留学制度を継続していけるかどうかは不透明な状況にある。受入先の Bell International

Colledge と協議を重ねると共に、学生、教職員からの意見、要望を収集し、新しい様式で学生の留学を支援できるよう検討を行う。

【資料 B-1-1】 大学ホームページ（本学の目標）

【資料 B-1-2】 シラバス（国際文化論）

【資料 B-1-3】 シラバス（国際保健学）

【資料 B-1-4】 大学案内 2019

【資料 B-1-5】 大学ホームページ（国際交流・海外留学）

**〔基準 B の自己評価〕**

本学では国際性を備えた人材の育成を教育目標の一つにしており、学生が国際的に通用する専門的知識、技術を修得し、世界に発信できる能力を持てるよう取組みを行っている。主としては科目を通じて、さらに幅広い視野や教養を高めるためには英国文化・語学留学制度が有益であり、これらの取組みを継続的に実行してきた。

新型コロナウイルス（COVID-19）が全世界で猛威を振るう中、学生の留学の機会を確保することは困難になると想定される。今後のワクチン開発の状況等を注視して、学生の国際交流の機会を支援できるよう対策を講じることとする。

## 基準 C. 実習

### C-1. 実践能力向上のための実習

#### C-1-① 実習の教育上の評価及び実施状況並びに実施上の工夫

#### C-1-② 実習の支援等するための仕組みとその運用状況

##### (1) C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

##### (2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### C-1-① 実習の教育上の評価及び実施状況並びに実施上の工夫

##### 【看護学科】

看護学科の臨地実習は、看護の対象である人間を尊重し、講義、演習などで学習した知識・技術・態度を基に、看護体験を通して理論と実践を統合し、基礎的な看護実践能力を身につけることを目的としている。実習における具体的な目標は下記のとおりである。

- 看護の対象である人々の人権を尊重し、良好な人間関係を築くことができる。
- 対象の健康問題を科学的な根拠に基づいて洞察し、看護過程を展開できる。
- 保健・医療・福祉チームにおける看護の必要性和役割を理解し、責任ある行動ができる。
- 保健・医療・福祉チームにおける他職種の役割を理解し、協働できる。
- 看護職としての責務を認識し、倫理に基づき行動ができる。
- 対象とのかかわりを通して、自らも人間として成長、発達することができる。
- 多様な看護実践を体験することにより、看護の発展に寄与する態度を身につける。

また、実習に際しては、下記の事項を基本的な考えとして示している。

- 看護職は、様々な医療専門スタッフがチームを組み、総合的ケアに当たる「チーム医療」の要を担う存在である。チームに貢献する看護専門職の育成と看護の資質向上のために、看護実践能力育成に必要な学習方法として実習を位置づける。
- 実習の場は、保健・医療・福祉分野の連携が図られるように、医療機関に留らず、地域の保健・福祉施設からも幅広く選定する。
- 実習方法は、学生 5～7 名を 1 グループとして少人数制で行う。学生の個別性を尊重した指導を行う趣旨から、原則として 1 グループを 1 人の専任教員が担当する。
- 4 年次後期の「課題別実習」においては、これまでの学びを統合し、看護実践を通して看護学への洞察を深め、看護専門職としての自己の課題を卒業時までには明確化するとともに論理的思考を用いた表現力を養うことを目的とする。

実習は、科目ごとに定めた実習要項【資料 C-1-1】に沿って行われている。実習開始前に、学内で実習の目的・目標・内容・留意事項等についてオリエンテーションを行うこととしている。

実習は、本学教員及び実習施設の指導者の下で行われ、学生自らが看護を実践することが中心となる。学生は原則として 1 人の患者さん（クライアント）を受け持ち、学生自身

が看護計画を立案し、これを実践する。集中治療・緊急時の看護においては、受け持ち以外の患者さん（クライアント）についても対応することがある。

学生は科目ごとに定められた様式で実習記録を作成し、教員に提出することとしている。学生は個人情報保護に責任を持ち、記録・メモ等の管理には十分注意を要する旨を指導している。看護学科で行われている実習とその位置付けは表 C-1-1 のとおりである。

### 【理学療法学科】

理学療法学科では、3 年次後期より臨床実習（評価実習、総合臨床実習Ⅰ、総合臨床実習Ⅱ）を行っている。令和元(2019)年度は完成年度を迎えておらず 4 年生がいない状況であったため、本基準においては、令和 2(2020)年度のシラバス【資料 C-1-2】【資料 C-1-3】【資料 C-1-4】に基づいて各科目の臨床実習の概要、到達目標を表 C-1-2 に示す。

表 C-1-1 各年次における実習の位置付け（看護学科）

| 実習名       | 年次  | 位置付け                                                   |
|-----------|-----|--------------------------------------------------------|
| 基礎看護学実習Ⅰ  | 1 後 | 看護の対象を「生活者」として理解し、看護への興味と関心を深め、4 年間の学習を動機づける機会とする。     |
| 基礎看護学実習Ⅱ  | 2 前 | 看護実践の中で対象を理解し、看護技術の適用や人間関係、看護過程を用いて看護の展開等を学ぶ。          |
| 老年看護学実習   | 3 後 | 人の発達の特徴を理解し、健康障害に対する看護を実践する。                           |
| 母性看護学実習   |     |                                                        |
| 小児看護学実習   |     |                                                        |
| 精神看護学実習   |     |                                                        |
| 成人看護学実習   |     |                                                        |
| 在宅看護論実習   |     |                                                        |
| 公衆衛生看護学実習 | 4 前 | 地域で生活する個人・家族・集団と地域を対象にした地域ケアシステムを理解し、地域における看護活動の実際を知る。 |
| 課題別実習     | 4 後 | 自己の課題意識に基づき、自主的・自立的に実習計画を立案し、あらゆる場面に応用できる看護の実践能力を養う。   |

表 C-1-2a 臨床実習の概要、到達目標（評価実習）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 授業科目名   | 評価実習                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 配当年次    | 3 年（後期）                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 授業科目の概要 | 理学療法の治療対象となる代表的な疾病や障害に対して、これまでの学内教育および検査・測定実習で習得した知識および技術を基礎として、医療面接および検査・測定による情報収集から統合と解釈、問題点抽出、目標設定、治療プログラム立案までの理学療法評価の一連の過程を臨床実習指導者の指示、監督の下で考察、経験し、理学療法介入の基礎について各種機関において実習を通して実践的に学習する。また、対象者や他の専門職から求められる理学療法士の役割や業務について理解する。                                                                                 |
| 授業の到達目標 | この実習の目標は、<br>1) 理学療法の対象となる代表的な疾患・障害を持つ症例に対し、病歴など既に集められた情報、自ら得る情報、他医療従事者から得る情報などから適切な情報を整理し、問題点を考えることができること、<br>2) 症例の傷病名から一般的に必要なとされる検査・測定項目を挙げ、さらに、仮説を証明するための適切な評価項目とその計画を立てられるようになること、加えて<br>3) 臨床実習指導者の臨床思考過程、すなわち上記検査・測定から得られた結果の解釈や相互関係を吟味し、分析統合経て、より具体的治療法に結びつく問題点として整理することなどを臨床実習指導者の指導を受け追体験し、理解できることである。 |

表 C-1-2b 臨床実習の概要、到達目標（総合臨床実習Ⅰ）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 授業科目名   | 総合臨床実習Ⅰ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 配当年次    | 4 年（前期）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 授業科目の概要 | 遠隔授業でグループ討議を取り入れ、様々なアクティブラーニング手法を駆使して展開をする。専任実務家教員が指導教員となり、各教員に学生 4-5 名を配属する。指導教員の臨床場面に即した体験や指導による疑似体験により、総合臨床実習と同等な目的と効果を獲得できる授業内容とする。中枢神経疾患、運動器疾患、内部障害疾患の典型的な症例を提示し、臨床実習指導者及び患者との様々な質疑応答、行動について、評価過程及び理学療法治療の提供場面を想定し質疑応答を実践する。情報収集、統合と解釈、問題点抽出、目標設定、治療プログラム立案までの理学療法評価の一連の過程、さらに治療の実践について臨床推論能力を習得する。疑似体験実習による知識の定着、意欲・臨床における態度を含めた情意領域、精神運動領域の涵養を図る。理学療法士として求められる責務を理解し、それに適合した行動を身につけるため、全ての指導教員、学生による総合討論を展開する。 |
| 授業の到達目標 | この実習の目標は、1～3 年次で修得した知識と技術の総括的な修練の機会であると位置づけることができることから、臨床実習指導者の演示・指導・監督の下、理学療法評価、治療指針・目標設定、治療計画設定、プログラム立案、それに基づく一貫した治療（一部）という理学療法の一連のプロセスを演習を通して疑似体験し、さらには経過を観察し、理学療法の適否・有効性について考察できることとする。                                                                                                                                                                                                                           |

表 C-1-2c 臨床実習の概要、到達目標（総合臨床実習Ⅱ）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 授業科目名   | 総合臨床実習Ⅱ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 配当年次    | 4 年（前期）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 授業科目の概要 | 総合臨床実習Ⅰに引き続き遠隔授業にてグループ討議を取り入れ、様々なアクティブラーニング手法を駆使して展開をする。専任実務家教員が指導教員となり、各教員に学生 2-3 名を配属する。指導教員の臨床場面に即した体験や実践に即した指導による疑似体験により、総合臨床実習と同等な目的と効果を獲得できる授業内容とする。前半は「症例検討」、後半は「口頭試問」のプログラムを実施する。総合臨床実習Ⅰと比較して、症例及び口頭試問の内容はやや応用的な内容も含めたものとする。「症例検討」は、中枢神経疾患、運動器疾患、内部疾患の各典型的な症例について、情報収集、統合と解釈、問題点抽出、目標設定、治療プログラム立案までの理学療法評価の一連の過程、さらに治療の実践について臨床推論能力を習得する。「口頭試問」は臨床場面における臨床実習指導者及び患者との様々な質疑応答、行動について 360 の演習課題を用意し、指導教員との口頭試問を臨床の場として指定し、疑似体験実習による知識の定着、意欲・臨床における態度を含めた情意領域、精神運動領域の涵養を図る。理学療法士として求められる責務を理解し、それに適合した行動を身につけるため、全ての指導教員、学生による総合討論を展開する。 |
| 授業の到達目標 | この実習の目標は、1 から 3 年次で修得した知識と技術の総括的な修練の機会であると位置づけることができることから、臨床実習指導者の演示・指導・監督の下、理学療法評価、治療指針・目標設定、治療計画設定、プログラム立案、それに基づく一貫した治療（一部）という理学療法の一連のプロセスを演習を通して疑似体験し、さらには経過を観察し、理学療法の適否・有効性について考察できることとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

### C-1-② 臨地実習の支援等するための仕組みとその運用状況

#### 【看護学科】

本学の実習内容は、教務委員会（実習運営部会）において、学生の実習に関する事項を審議し、教授会の承認をもって決定される。

この実習運営部会は、実習の年次計画の立案、実習施設の確保、日程調整など、実習の円滑な実施のために必要な業務を担当している。実習終了後は、次年度以降に生かせるように改善点を検討している。

実習を円滑に推進するため、「臨地実習共通要項」、「実習要項」を作成し、学生に配布している。実習要項には、下記の項目が基本記載事項として示されている。

- i. 実習目的
- ii. 実習目標
- iii 実習の構成
- iv. 実習期間と実習方法
- v. 学生の配置
- vi. 実習評価



実習において、学生への教育の責任は大学側にあり、患者さんのケアの責任は実習施設側にある。実習の現場においては、実習施設側の強力な支援なくしては学習効果を上げることができない。大学側と実習施設側が連携して学生の学習を支援していくことが重要である。実習施設の看護部・臨地実習施設担当者・病棟指導者に参加を依頼し、「臨地実習連絡会議」を開催し、本学学生の状況に応じた実習指導が展開できるように意見交換を行っている。

実習の計画立案、実施、評価に当たっては、実習施設側の意見を取り入れ、教員が責任を持って指導・実施することとしている。教員と実習指導者が円滑で効果的な実習が行われるように協力し、実習環境を整えている。

新規の実習施設には、実習目的・方法等について事前説明と意見交換を行い、本学の教育への理解を図っている。主に埼玉県内の医療機関、地域の保健・看護・福祉機関（保健所、保健センター、訪問看護ステーション、地域包括支援センター）、教育機関等に依頼して、実習を行っている。埼玉県外の施設で実習する学生に対しては、宿泊施設の紹介を行っている。実習に参加するには、あらかじめ、所定の感染症の予防接種を受けることが義務づけられている。医務室と事務局担当職員が中心となって、学生の予防接種の実施状況を厳格に管理している。

#### 【理学療法学科】

理学療法学科の実習内容は、教務委員会（臨床実習部会）において、学生の実習に関する事項を審議し、教授会の承認をもって決定される。

看護学科と同様に、この臨床実習部会は、実習の年次計画の立案、実習施設の確保、日程調整など、実習の円滑な実施のために必要な業務を担当している。実習終了後は、次年度以降に生かせるように改善点を検討している。

評価実習の前には、実習オリエンテーション・ガイダンス、学内における知識および実技の判定試験などを行っている。臨床実習地では、指導者要件を満たした臨床実習指導者の指導とその他の職員スタッフの協力を得て、実習を進める。臨床実習地での実習後は、学内において、実習成果の発表会（症例報告会）を行うこととしている。

総合臨床実習の前には、実習オリエンテーション・ガイダンス、臨床実習指導者会議における実習指導者との顔合わせ、学内における知識および実技の判定試験などを行っている。臨床実習地では、指導者要件を満たした臨床実習指導者の指導とその他の職員スタッフの協力を得て、実習を進める。評価実習と同様に、臨床実習地での実習後は、学内において、実習成果の発表会（症例報告会）を行っている。

#### (3) C-1の改善・向上方策（将来計画）

入院期間の短縮化、埼玉県内の大学（看護学科及び理学療法学科）の増加に伴って、実習先施設の確保が難しくなっている。これまでの実習施設と連携を深め、新規に実習を受け入れ可能な施設を調査することが重要であると考えている。他大学と実習調整会を開催することを有効な手段であると考えている。

さらに敷衍すれば、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により、今後も臨床実習を実施していくためには、PCR 検査等の実施も検討していく必要がある。学生だけでな

く教職員の体調管理にも最大限配慮し、安定的に実習が行われるよう対策を講じていく。

実習指導体制について、より充実した指導を学生に提供するため、FDを通じて本学教員の資質向上（教育力、看護力、看護過程の展開能力等）が更に必要である。実習の目標・目的に沿った実習が効果的に実践できるよう継続して実習方法の最適化を進めていく。

【資料 C-1-1】 2019 年度実習要項

【資料 C-1-2】 シラバス（評価実習）

【資料 C-1-3】 シラバス（総合臨床実習Ⅰ）

【資料 C-1-4】 シラバス（総合臨床実習Ⅱ）

**【基準Cの自己評価】**

本学での実習実施体制として、実習運営部会（看護学科）及び臨床実習部会（理学療法学科）を設置し、実習に関連する事項の審議検討を重ねてきた。実習に参加する上での感染防止対策として予防接種の実施状況を適切に管理してきた。

学生は入学時に「学生教育研究災害保険」へ加入し、教員は「実習任意保険（WILL）」に加入している。実習中に万が一事故に巻き込まれたとしても、保障を受けられる体制を整えている。今後も実習施設の職員との連携を深め、学生が安全に実習できる環境を維持していく。

**V. 特記事項**

特記事項なし

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                | 該当<br>基準項目        |
|---------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 83 条  | ○        | 本学の目的及び事業活動は、本条を充足する（学則 1 条）。                                                          | 1-1               |
| 第 85 条  | ○        | 保健医療学部を設置している（学則 3 条）。                                                                 | 1-2               |
| 第 87 条  | ○        | 就業年限は 4 年と規定している（学則 23 条）。                                                             | 3-1               |
| 第 88 条  | ○        | 転入学、再入学について規定している（学則 19 条）。                                                            | 3-1               |
| 第 89 条  | —        | 本条の適用による卒業は認めていない。                                                                     | 3-1               |
| 第 90 条  | ○        | 本条に則した入学資格を定めている（学則 15 条）。                                                             | 2-1               |
| 第 92 条  | ○        | 本条に基づいて、適切に職員を配置している（学則 5 条）。                                                          | 3-2<br>4-1<br>4-2 |
| 第 93 条  | ○        | 本条に基づいて教授会を設置し、適切に運用している（学則 8 条）。                                                      | 4-1               |
| 第 104 条 | ○        | 本条に基づいて、学位授与について規定している（学則 29 条）。                                                       | 3-1               |
| 第 105 条 | —        | 本条にいう「特別な課程」は編成していない。                                                                  | 3-1               |
| 第 108 条 | —        | 本条にいう「短期大学」は設置していない。                                                                   | 2-1               |
| 第 109 条 | ○        | 自己点検・評価等について規定している（学則 2 条）。<br>自主的な点検・評価は平成 27 年度、令和 2 年度に実施した。<br>認証評価は平成 28 年度に受審した。 | 6-2               |
| 第 113 条 | ○        | 本学ウェブページに教育研究活動の状況を公表している。                                                             | 3-2               |
| 第 114 条 | ○        | 本条に基づいて、事務職員、技術職員を規定している（学則 5 条）。                                                      | 4-1<br>4-3        |
| 第 122 条 | ○        | 本条に基づいて、編入学について規定している（学則 19 条）。                                                        | 2-1               |
| 第 132 条 | —        | 専修学校の専門課程を修了した者の編入学を規定していない。                                                           | 2-1               |

## 学校教育法施行規則

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                                                                                                                                                                                  | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 4 条 | ○        | 一号：学則 23 条、11 条、12 条、13 条に規定している。<br>二号：学則 3 条に規定している。<br>三号：学則 21 条、22 条に規定している。<br>四号：学則 24 条、28 条に規定している。<br>五号：学則 4 条、5 条に規定している。<br>六号：学則 6 章、10 章、28 条、28 条の 2 に規定している。<br>七号：学則 11 章に規定している。<br>八号：学則 12 章に規定している。<br>九号：寄宿舎は整備していないため、該当する規定はない。 | 3-1<br>3-2 |

日本保健医療大学

|                 |   |                                                                 |                                 |
|-----------------|---|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 第 24 条          | — | 児童等は在学していない。                                                    | 3-2                             |
| 第 26 条<br>第 5 項 | ○ | 学長は、退学、停学及び訓告の処分の手続きを規定している（学則 42 条）。                           | 4-1                             |
| 第 28 条          | ○ | 文書取扱規程を定め、本条に規定する必要な表簿を概ね備えている。                                 | 3-2                             |
| 第 143 条         | — | 代議員会等は設置していない。                                                  | 4-1                             |
| 第 146 条         | ○ | 就業年限の通算については、学則 19 条に規定している。                                    | 3-1                             |
| 第 147 条         | — | 学校教育法 89 条の適用による卒業を認めていない。                                      | 3-1                             |
| 第 148 条         | — | 「特別の専門事項を教授研究する学部及び学校教育法 86 条の夜間において授業を行う学部」を設置していない。           | 3-1                             |
| 第 149 条         | — | 本条の適用を想定していない。                                                  | 3-1                             |
| 第 150 条         | ○ | 本条に基づいて、学則 15 条に規定している（本条 6 号を除く）。                              | 2-1                             |
| 第 151 条         | — | 学校教育法 90 条 2 項の規定による入学を規定していない。                                 | 2-1                             |
| 第 152 条         | — | 学校教育法 90 条 2 項の規定による入学を規定していない。                                 | 2-1                             |
| 第 153 条         | — | 学校教育法 90 条 2 項の規定による入学を規定していない。                                 | 2-1                             |
| 第 154 条         | — | 学校教育法 90 条 2 項の規定による入学を規定していない。                                 | 2-1                             |
| 第 161 条         | ○ | 短期大学を卒業した者について編入学を認めている（学則 19 条）                                | 2-1                             |
| 第 162 条         | — | 本条に該当する者の転学は規定していない。                                            | 2-1                             |
| 第 163 条         | ○ | 本条に基づき、学年の始期及び終期を定めている（学則 11 条）。                                | 3-2                             |
| 第 163 条の 2      | — | 科目等履修生を募集していない。                                                 | 3-1                             |
| 第 164 条         | — | 学校教育法 105 条に規定される「特別の課程」を編成していない。                               | 3-1                             |
| 第 165 条の 2      | ○ | 本条に基づき、3 つの方針を定めている。                                            | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>6-3 |
| 第 166 条         | ○ | 大学教育法 109 条 1 項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとしている（学則 2 条）。 | 6-2                             |
| 第 172 条の 2      | △ | 本条 1 項各号の内容を大学ウェブページ上で概ね公開している。                                 | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>5-1 |
| 第 173 条         | ○ | 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する旨を定めている（学則 28 条 3 項）。                  | 3-1                             |
| 第 178 条         | ○ | 高等専門学校を卒業した者について編入学を認めている（学則 19 条）。                             | 2-1                             |
| 第 186 条         | — | 専修学校の専門課程を修了した者の編入学を規定していない。                                    | 2-1                             |

大学設置基準

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                                                            | 該当<br>基準項目        |
|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 1 条     | ○        | 本学は学校教育法その他の法令の規定によるほか、大学設置基準の定めるところにより設置されている。大学設置基準で定める設置基準は大学を設置するのに必要な最低の基準として、これより低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めている。 | 6-2<br>6-3        |
| 第 2 条     | ○        | 本学は、学部ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めている（学則 1 条）。                                                                               | 1-1<br>1-2        |
| 第 2 条の 2  | ○        | 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている（学則 17 条）。                                                                                      | 2-1               |
| 第 2 条の 3  | ○        | 委員会運営をはじめ、教員と事務職員等との協働によりその職務が行われるよう留意している。                                                                                        | 2-2               |
| 第 3 条     | ○        | 本学保健医療学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められる（学則 2 章、3 章）                                                                 | 1-2               |
| 第 4 条     | ○        | 本学保健医療学部には、看護学科、理学療法学科を設けている。両学科にはそれぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている（学則 2 章、3 章）。                                                        | 1-2               |
| 第 5 条     | —        | 学科に代わる課程は設けていない。                                                                                                                   | 1-2               |
| 第 6 条     | —        | 「学部以外の基本組織」について規定していない。                                                                                                            | 1-2<br>3-2<br>4-2 |
| 第 7 条     | ○        | 本条に基づき、必要な教員を配置している（学則 3 章）。                                                                                                       | 3-2<br>4-2        |
| 第 10 条    | ○        | 本条に基づき、適切な教員が各授業科目を担当している。<br>演習、実習については、助手が補助にあたっている。                                                                             | 3-2<br>4-2        |
| 第 10 条の 2 | —        | 本条について規定していない。                                                                                                                     | 3-2               |
| 第 11 条    | —        | 授業を担当しない教員は置いていない。                                                                                                                 | 3-2<br>4-2        |
| 第 12 条    | ○        | 本学の専任教員は、本条を充足する。                                                                                                                  | 3-2<br>4-2        |
| 第 13 条    | ○        | 本学の専任教員数は、本条を充足する。                                                                                                                 | 3-2<br>4-2        |
| 第 13 条の 2 | —        | 本学の学長代行は、本条を充足する。                                                                                                                  | 4-1               |
| 第 14 条    | ○        | 本学の教授は、本条を充足する（教員の採用、承認、配置換に関する選考規程 3 条）。                                                                                          | 3-2<br>4-2        |
| 第 15 条    | ○        | 本学の准教授は、本条を充足する（教員の採用、承認、配置換に                                                                                                      | 3-2               |

日本保健医療大学

|           |   |                                                                                                         |                   |
|-----------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|           |   | 関する選考規程 4 条)。                                                                                           | 4-2               |
| 第 16 条    | ○ | 本学の講師は、本条を充足する（教員の採用、承認、配置換に関する選考規程 6 条）。                                                               | 3-2<br>4-2        |
| 第 16 条の 2 | ○ | 本学の助教は、本条を充足する（教員の採用、承認、配置換に関する選考規程 7 条）。                                                               | 3-2<br>4-2        |
| 第 17 条    | × | 助手について規定していない。                                                                                          | 3-2<br>4-2        |
| 第 18 条    | ○ | 本条に基づき、収容定員を学則 4 条に定めている。                                                                               | 2-1               |
| 第 19 条    | ○ | 本条に基づき、本学の教育課程は適切に編成されている。                                                                              | 3-2               |
| 第 20 条    | ○ | 本条に基づき、本学の教育課程は適切に編成されている。                                                                              | 3-2               |
| 第 21 条    | ○ | 本条に基づき、各授業科目の単位数を定めている（学則別表第 1）。                                                                        | 3-1               |
| 第 22 条    | ○ | 本条に基づき、一年間の授業を行う期間を定めている（学則 11 条～13 条）。                                                                 | 3-2               |
| 第 23 条    | ○ | 本条に基づき、各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行っている（学則別表第 1）。                                                     | 3-2               |
| 第 24 条    | ○ | 本条に基づき、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるような適当な人数としている。                                               | 2-5               |
| 第 25 条    | ○ | 本条に基づき、適切に授業を行っている。                                                                                     | 2-2<br>3-2        |
| 第 25 条の 2 | ○ | 本条に基づき、本学は学生に成績評価基準等を明示し、当該基準にしたがって学修の成果に係る評価及び卒業認定を適切に行っている。                                           | 3-1               |
| 第 25 条の 3 | ○ | 本条に基づき、FD 委員会を中心に、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施している。                                                  | 3-2<br>3-3<br>4-2 |
| 第 26 条    | — | 本学は、夜間の時間帯において授業を行っていない。                                                                                | 3-2               |
| 第 27 条    | — | 本学は、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目を編成していない。                                                                       | 3-1               |
| 第 27 条の 2 | ○ | 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めている。                                                              | 3-2               |
| 第 28 条    | ○ | 本条に基づき、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位を、六十単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる旨を規定している（学則 25 条）。 | 3-1               |
| 第 29 条    | ○ | 本条に基づき、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる旨を規定している（学則 26 条）。                               | 3-1               |
| 第 30 条    | ○ | 本条に基づき、学生が本学に入学する前に大学等で履修した授業科目について履修した単位を、本学に入学した後の本学における                                              | 3-1               |



日本保健医療大学

|               |   |                                                              |            |
|---------------|---|--------------------------------------------------------------|------------|
|               |   | 授業科目の履修により修得したもののみなし、単位を与えることができる旨を定めている。(学則 27 条)。          |            |
| 第 30 条の 2     | — | 長期にわたる教育課程の履修について規定していない。                                    | 3-2        |
| 第 31 条        | — | 科等履修生等について規定していない。                                           | 3-1<br>3-2 |
| 第 32 条        | ○ | 本条に基づき、卒業の要件を規定している (学則 28 条)。                               | 3-1        |
| 第 33 条        | — | 本学は授業時間制をとっていない。                                             | 3-1        |
| 第 34 条        | ○ | 本学の校地は、本条を充足する。                                              | 2-5        |
| 第 35 条        | ○ | 本学の運動場は、本条を充足する。                                             | 2-5        |
| 第 36 条        | ○ | 本学の校舎施設等は、本条を充足する。                                           | 2-5        |
| 第 37 条        | ○ | 本学の校地の面積は、本条を充足する。                                           | 2-5        |
| 第 37 条の 2     | ○ | 本学の校舎の面積は、本条を充足する。                                           | 2-5        |
| 第 38 条        | ○ | 本学における図書等の資料及び図書館は、本条を充足する。                                  | 2-5        |
| 第 39 条        | — | 本学は、附属施設を要する学部又は学科を有しない。                                     | 2-5        |
| 第 39 条の 2     | — | 本学は、薬学に関する学部又は学科を設置していない。                                    | 2-5        |
| 第 40 条        | ○ | 本条に基づき、必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。                             | 2-5        |
| 第 40 条の 2     | ○ | それぞれの校地 (幸手北キャンパス及び幸手南キャンパス) ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。 | 2-5        |
| 第 40 条の 3     | ○ | 本学は、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。                      | 2-5<br>4-4 |
| 第 40 条の 4     | ○ | 本学の名称、学部及び学科の名称は、大学等として適当であって、本学の教育研究上の目的にふさわしいものである。        | 1-1        |
| 第 41 条        | ○ | 本条に基づき、事務組織を設けている (学則 3 条の 3)。                               | 4-1<br>4-3 |
| 第 42 条        | ○ | 本条に基づき、厚生補導の組織を設けている (学生相談室等)。                               | 2-4<br>4-1 |
| 第 42 条の 2     | ○ | 本条に基づき、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制を整えている。               | 2-3        |
| 第 42 条の 3     | ○ | 本条に基づき、SD 活動を実施している。各職員に必要な説明会・研修会への参加を奨励している。               | 4-3        |
| 第 42 条の 3 の 2 | — | 本学は、二以上の学部を設けていない。                                           | 3-2        |
| 第 43 条        | — | 本学は共同教育課程を編成していない。                                           | 3-2        |
| 第 44 条        | — | 本学は共同教育課程を編成していない。                                           | 3-1        |
| 第 45 条        | — | 本学は共同教育課程を編成していないため、共同学科を有しない。                               | 3-1        |
| 第 46 条        | — | 本学は共同教育課程を編成していないため、共同学科を有しない。                               | 3-2<br>4-2 |
| 第 47 条        | — | 本学は共同教育課程を編成していないため、共同学科を有しない。                               | 2-5        |

日本保健医療大学

|           |   |                                     |                   |
|-----------|---|-------------------------------------|-------------------|
| 第 48 条    | — | 本学は共同教育課程を編成していないため、共同学科を有しない。      | 2-5               |
| 第 49 条    | — | 本学は共同教育課程を編成していないため、共同学科を有しない。      | 2-5               |
| 第 49 条の 2 | — | 本学は、工学に関する学部を設けていない。                | 3-2               |
| 第 49 条の 3 | — | 本学は、工学に関する学部を設けていない。                | 4-2               |
| 第 49 条の 4 | — | 本学は、工学に関する学部を設けていない。                | 4-2               |
| 第 57 条    | — | 本学は、外国に学部、学科その他の組織を設けていない。          | 1-2               |
| 第 58 条    | — | 本学は学校教育法百三条に定める大学に該当しない。            | 2-5               |
| 第 60 条    | — | 本学は新たな大学を設置していない。薬学を履修する課程も編成していない。 | 2-5<br>3-2<br>4-2 |

学位規則

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                 | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|-----------------------------------------|------------|
| 第 2 条  | ○        | 卒業した者に対して学位を授与する旨を定めている（学則 29 条）。       | 3-1        |
| 第 10 条 | ○        | 本条に基づき、学位を授与するに当たっては、適切な専門分野の名称を付記している。 | 3-1        |
| 第 13 条 | ○        | 学則 28 条に卒業要件を定めて文部科学大臣に報告している。          | 3-1        |

私立学校法

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                     | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 24 条    | ○        | 本法人は、自主的に運営基盤の強化を図っており、日本保健医療大学における教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図るよう努めている（寄附行為 3 条）。  | 5-1        |
| 第 26 条の 2 | ○        | 本法人は、事業を行うに当たり、本法人の関係者に対し特別の利益を与えることを禁止している。                                | 5-1        |
| 第 33 条の 2 | ○        | 本法人は、各事務所に寄附行為を備えている。請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている（寄附行為 42 条）。 | 5-1        |
| 第 35 条    | ○        | 本法人には、役員として理事 10 人以上 12 人以内、監事 2 人を置いている。理事のうち 1 名を理事長としている（寄附行為 5 条）。      | 5-2<br>5-3 |
| 第 35 条の 2 | ×        | 本条について、規定していない。                                                             | 5-2<br>5-3 |
| 第 36 条    | ○        | 本条に基づき、理事会を設置している（寄附行為 16 条）。                                               | 5-2        |
| 第 37 条    | ○        | 本条に基づき、役員の職務等について定めている（寄附行為 11 条から 15 条）。                                   | 5-2<br>5-3 |
| 第 38 条    | ○        | 本条に基づき、理事の選任について定めている（寄附行為 6 条）。                                            | 5-2        |
| 第 39 条    | ○        | 本条に基づき、監事の選任について定めている（寄附行為 7 条）。                                            | 5-2        |

日本保健医療大学

|           |   |                                                                                                                          |                   |
|-----------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 40 条    | ○ | 本条に基づき、役員の補充について定めている（寄附行為 9 条）。                                                                                         | 5-2               |
| 第 41 条    | ○ | 本条に基づき、評議員会について定めている（寄附行為 19 条）。                                                                                         | 5-3               |
| 第 42 条    | ○ | 本条に基づき、諮問事項について定めている（寄附行為 21 条）。                                                                                         | 5-3               |
| 第 43 条    | ○ | 本条に基づき、評議員会の意見具申等について定めている（寄附行為 22 条）。                                                                                   | 5-3               |
| 第 44 条    | ○ | 本条に基づき、評議員の選任について定めている（寄附行為 23 条）。                                                                                       | 5-3               |
| 第 44 条の 2 | × | 役員の学校法人に対する損害賠償責任について定めていない。                                                                                             | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 3 | × | 役員の第三者に対する損害賠償責任について定めていない。                                                                                              | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 4 | × | 役員の連帯責任について定めていない。                                                                                                       | 5-2<br>5-3        |
| 第 45 条    | ○ | 本条に基づき、寄附行為を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届けている（寄附行為 41 条）。                                                                       | 5-1               |
| 第 45 条の 2 | ○ | 本条に基づき、毎会計年度、予算及び事業計画を作成している。<br>本条に基づき、事業に関する中期的な計画を作成している。<br>本条に基づき、事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果に基づいて作成している。 | 1-2<br>5-4<br>6-3 |
| 第 46 条    | ○ | 本条に基づき、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている（寄附行為 34 条）。                                                           | 5-3               |
| 第 47 条    | ○ | 本条に基づき、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成している（寄附行為 35 条）。                                                    | 5-1               |
| 第 48 条    | × | 役員に対する報酬等について、不当に高額なものとならないよう留意しているが、支給の基準は定めていない。                                                                       | 5-2<br>5-3        |
| 第 49 条    | ○ | 本条に基づき、会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとしている（寄附行為 37 条）。                                                                     | 5-1               |
| 第 63 条の 2 | × | 本条に基づき概ね情報を公表しているが、役員に対する報酬等について、不当に高額とならないような支給の基準は公表していない。                                                             | 5-1               |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## Ⅶ. エビデンス集一覧

## 基準 1. 使命・目的等

| 基準項目                |                                                                                             |    |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                                                                              | 備考 |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 |                                                                                             |    |
| 【資料 1-1-1】          | 学校法人共済学院 寄附行為                                                                               |    |
| 【資料 1-1-2】          | 日本保健医療大学学則                                                                                  |    |
| 【資料 1-1-3】          | 医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ（令和元年 11 月 15 日）                                            |    |
| 【資料 1-1-4】          | 医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ（概要）（令和元年 11 月 15 日）                                        |    |
| 【資料 1-1-5】          | 医療従事者の需給に関する検討会 第 3 回理学療法士・作業療法士需給分科会 資料 1 理学療法士・作業療法士の需給推計について                             |    |
| 【資料 1-1-6】          | 新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて（事務連絡、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、令和 2 年 5 月 8 日） |    |
| 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映 |                                                                                             |    |
| 【資料 1-2-1】          | 日本保健医療大学基本方針                                                                                |    |
| 【資料 1-2-2】          | 日本保健医療大学学則                                                                                  |    |
| 【資料 1-2-3】          | 2019 年度学生便覧                                                                                 |    |
| 【資料 1-2-4】          | 大学案内 2021                                                                                   |    |
| 【資料 1-2-5】          | 大学ホームページ（本学の目標）                                                                             |    |
| 【資料 1-2-6】          | 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）                                                             |    |
| 【資料 1-2-7】          | 2021 年度学生募集要項                                                                               |    |

## 基準 2. 学生

| 基準項目        |                                                             |    |
|-------------|-------------------------------------------------------------|----|
| コード         | 該当する資料名及び該当ページ                                              | 備考 |
| 2-1. 学生の受入れ |                                                             |    |
| 【資料 2-1-1】  | 大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）                                      |    |
| 【資料 2-1-2】  | 2021 年度学生募集要項（再掲）                                           |    |
| 【資料 2-1-3】  | 日本保健医療大学学則（再掲）                                              |    |
| 【資料 2-1-4】  | 令和 2 年度 第 3 回看護学科教授会 議事録                                    |    |
| 【資料 2-1-5】  | 令和 2 年度 第 3 回理学療法学科教授会 議事録                                  |    |
| 【資料 2-1-6】  | 日本保健医療大学平成 28 年度大学機関別認証評価評価報告書（平成 29 年 3 月）公益財団法人日本高等教育評価機構 |    |
| 【資料 2-1-7】  | 令和元年度 第 1 回自己点検・評価委員会 議事録                                   |    |
| 【資料 2-1-8】  | 令和元年度 第 7 回学校法人共済学院 理事会 議事録                                 |    |
| 【資料 2-1-9】  | 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）                             |    |
| 2-2. 学修支援   |                                                             |    |
| 【資料 2-2-1】  | 講義要綱・シラバス「生涯発達看護論」                                          |    |
| 【資料 2-2-2】  | 学生便覧「3. 担任制度、学習指導教員」                                        |    |
| 【資料 2-2-3】  | 2019 年度実習要項                                                 |    |
| 【資料 2-2-4】  | 講義要綱・シラバス「基礎ゼミ」（看護学科）                                       |    |
| 【資料 2-2-5】  | 講義要綱・シラバス「基礎ゼミⅠ（導入教育）」（理学療法学科）                              |    |
| 2-3. キャリア支援 |                                                             |    |
| 【資料 2-3-1】  | 2019 年度学生生活支援担当の実践・評価                                       |    |
| 【資料 2-3-2】  | 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）                             |    |

|                   |                                                                            |  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|--|
| 2-4. 学生サービス       |                                                                            |  |
| 【資料 2-4-1】        | 改善報告書（基準項目 2-7）                                                            |  |
| 【資料 2-4-2】        | 日本保健医療大学新型コロナウイルス感染症対策支援金規程                                                |  |
| 【資料 2-4-3】        | 令和 2 年度 学校法人共済学院 第 2 回理事会 議事次第                                             |  |
| 2-5. 学修環境の整備      |                                                                            |  |
| 【資料 2-5-1】        | 令和 2 年度 学校法人共済学院 第 2 回理事会 資料 3                                             |  |
| 【資料 2-5-2】        | 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策テックチーム事務局 |  |
| 【資料 2-5-3】        | 出校可否についてのフローチャート（2020 年 12 月 24 日制定）                                       |  |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 |                                                                            |  |
| 【資料 2-6-1】        | 2019 年度学生委員会・学習支援計画・評価                                                     |  |
| 【資料 2-6-2】        | 学生委員会活動報告（一日一問）                                                            |  |
| 【資料 2-6-3】        | 学生便覧「10. 一般注意事項」                                                           |  |
| 【資料 2-6-4】        | 自転車通学者への指導                                                                 |  |
| 【資料 2-6-5】        | 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）                                            |  |

## 基準 3. 教育課程

| 基準項目                |                                     |    |
|---------------------|-------------------------------------|----|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                      | 備考 |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 |                                     |    |
| 【資料 3-1-1】          | 大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）                |    |
| 【資料 3-1-2】          | 日本保健医療大学 学則                         |    |
| 【資料 3-1-3】          | 日本保健医療大学 履修規程                       |    |
| 【資料 3-1-4】          | 2019 年度学生便覧                         |    |
| 【資料 3-1-5】          | 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）（再掲） |    |
| 3-2. 教育課程及び教授方法     |                                     |    |
| 【資料 3-2-1】          | 大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）               |    |
| 【資料 3-2-2】          | 看護学科カリキュラムマップ                       |    |
| 【資料 3-2-3】          | 理学療法学科カリキュラムマップ                     |    |
| 【資料 3-2-4】          | 2019 年度シラバス執筆ガイドライン                 |    |
| 【資料 3-2-5】          | 教育課程等の概要（保健医療学部看護学科）                |    |
| 【資料 3-2-6】          | 教育課程等の概要（保健医療学部理学療法学科）              |    |
| 【資料 3-2-7】          | 基礎ゼミ（看護学科）                          |    |
| 【資料 3-2-8】          | 基礎ゼミ（理学療法学科）                        |    |
| 【資料 3-2-9】          | 改善報告書（基準項目 2-8）                     |    |
| 【資料 3-2-10】         | 2019 年度看護学科シラバス                     |    |
| 【資料 3-2-11】         | 2019 年度理学療法学科シラバス                   |    |
| 3-3. 学修成果の点検・評価     |                                     |    |
| 【資料 3-3-1】          | 2019 年度学生便覧「8. 看護師・保健師国家試験模擬試験」     |    |
| 【資料 3-3-2】          | 2019 年度学生委員会・学生生活支援内容               |    |
| 【資料 3-3-3】          | 2019 年度日本保健医療大学授業評価アンケート            |    |
| 【資料 3-3-4】          | 学校法人共済学院第 1 期中期経営計画                 |    |

## 基準 4. 教員・職員

| 基準項目              |                                        |    |
|-------------------|----------------------------------------|----|
| コード               | 該当する資料名及び該当ページ                         | 備考 |
| 4-1. 教学マネジメントの機能性 |                                        |    |
| 【資料 4-1-1】        | 日本保健医療大学 学則                            |    |
| 【資料 4-1-2】        | 教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22）日中央教育審議会大学分科会 |    |

日本保健医療大学

|                  |                                                                                                          |  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 【資料 4-1-3】       | 日本保健医療大学 平成 28 年度大学機関別認証評価評価報告書<br>(平成 29 年 3 月) 公益財団法人日本高等教育評価機構                                        |  |
| 【資料 4-1-4】       | 学校法人共済学院 就業規則                                                                                            |  |
| 4-2. 教員の配置・職能開発等 |                                                                                                          |  |
| 【資料 4-2-1】       | 日本保健医療大学 教員の採用、承認、配置換に関する選考規程                                                                            |  |
| 【資料 4-2-2】       | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 委員会規程                                                                                  |  |
| 【資料 4-2-3】       | 教学マネジメント指針 (令和 2 年 1 月 22 日) 中央教育審議会<br>大学分科会                                                            |  |
| 4-3. 職員の研修       |                                                                                                          |  |
| 【資料 4-3-1】       | 2019 年度 FD 委員会 活動報告及び資料                                                                                  |  |
| 【資料 4-3-2】       | 教学マネジメント指針 (令和 2 年 1 月 22 日) 中央教育審議会<br>大学分科会                                                            |  |
| 4-4. 研究支援        |                                                                                                          |  |
| 【資料 4-4-1】       | 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) (平成 19(2007)年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26(2014)年 2 月 18 日改正)               |  |
| 【資料 4-4-2】       | 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン<br>(平成 26(2014)年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)                                          |  |
| 【資料 4-4-3】       | 学校法人共済学院 日本保健医療大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針                                                                |  |
| 【資料 4-4-4】       | 学校法人共済学院 日本保健医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範                                                                    |  |
| 【資料 4-4-5】       | 学校法人共済学院 日本保健医療大学における公的研究費に関する不正防止計画                                                                     |  |
| 【資料 4-4-6】       | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 公的研究費運営・管理・取扱規程                                                                        |  |
| 【資料 4-4-7】       | 日本保健医療大学 研究活動における不正行為の防止に関する規程                                                                           |  |
| 【資料 4-4-8】       | 修了証明書 (日本学術振興会)                                                                                          |  |
| 【資料 4-4-9】       | 研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図                                                                                    |  |
| 【資料 4-4-10】      | 日本保健医療大学 研究活動における不正行為に関する通報窓口                                                                            |  |
| 【資料 4-4-11】      | 大学ホームページ (研究上の情報等)                                                                                       |  |
| 【資料 4-4-12】      | 日本保健医療大学 教員個人研究費規程                                                                                       |  |
| 【資料 4-4-13】      | 研究費獲得支援説明会 開催案内                                                                                          |  |
| 【資料 4-4-14】      | 学校法人共済学院 内部監査規程                                                                                          |  |
| 【資料 4-4-15】      | 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画 (2020-2024) (再掲)                                                                    |  |
| 【資料 4-4-16】      | 大学ホームページ (お知らせ: 【産学連携】アニマルセラピープロジェクト事業)                                                                  |  |
| 【資料 4-4-17】      | 大学等における特許法第 35 条第 3 項の適用について (平成 28 年 1 月特許庁)                                                            |  |
| 【資料 4-4-18】      | 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン (平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議 事務局、文部科学省高等教育局、文部科学省科学技術・学術政策局、経済産業省産業技術環境局) |  |

基準 5. 経営・管理と財務

| 基準項目           |                           |    |
|----------------|---------------------------|----|
| コード            | 該当する資料名及び該当ページ            | 備考 |
| 5-1. 経営の規律と誠実性 |                           |    |
| 【資料 5-1-1】     | 学校法人共済学院 寄附行為             |    |
| 【資料 5-1-2】     | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 事務局組織規程 |    |

# 日本保健医療大学

|                      |                                   |  |
|----------------------|-----------------------------------|--|
| 【資料 5-1-3】           | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 就業規則            |  |
| 【資料 5-1-4】           | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 公益通報者の保護等に関する規程 |  |
| 【資料 5-1-5】           | 令和元年度 第 7 回理事会 議事録                |  |
| 【資料 5-1-6】           | 令和元年度 第 6 回評議員会 議事録               |  |
| 【資料 5-1-7】           | 令和 2 年度 第 1 回理事会 議事録              |  |
| 【資料 5-1-8】           | 令和 2 年度 第 1 回評議員会 議事録             |  |
| 【資料 5-1-9】           | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 ハラスメント防止規程      |  |
| 【資料 5-1-10】          | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 個人情報保護に関する規程    |  |
| 【資料 5-1-11】          | 消防訓練実施結果報告書（平成 29 年 9 月 21 日）     |  |
| 【資料 5-1-12】          | 危機管理基本マニュアル（案）                    |  |
| 【資料 5-1-13】          | 学校法人共済学院 特定個人情報保護規程               |  |
| 5-2. 理事会の機能          |                                   |  |
| 【資料 5-2-1】           | 学校法人共済学院 寄附行為                     |  |
| 【資料 5-2-2】           | 平成 31 年度・令和元年度 理事会 議決権行使書回収状況     |  |
| 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック |                                   |  |
| 【資料 5-3-1】           | 学校法人共済学院 寄附行為                     |  |
| 【資料 5-3-1】           | 日本保健医療大学 学則                       |  |
| 【資料 5-3-1】           | 令和元年度 第 7 回理事会 議事録                |  |
| 5-4. 財務基盤と収支         |                                   |  |
| 【資料 5-4-1】           | 令和元年度 第 6 回理事会 議事録                |  |
| 【資料 5-4-2】           | 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）   |  |
| 【資料 5-4-3】           | 平成 27 年度（2015 年度）事業報告書            |  |
| 【資料 5-4-4】           | 平成 28 年度（2016 年度）事業報告書            |  |
| 【資料 5-4-5】           | 平成 29 年度（2017 年度）事業報告書            |  |
| 【資料 5-4-6】           | 平成 30 年度（2018 年度）事業報告書            |  |
| 【資料 5-4-7】           | 令和元年度（2019 年度）事業報告書               |  |
| 【資料 5-4-8】           | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 2020 年度事業計画書    |  |
| 5-5. 会計              |                                   |  |
| 【資料 5-5-1】           | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 経理規程            |  |
| 【資料 5-5-2】           | 経理規程施行細則                          |  |
| 【資料 5-5-3】           | 監査結果報告書                           |  |
| 【資料 5-5-4】           | 新型コロナウイルス感染症対策支援金規程（再掲）           |  |
| 【資料 5-5-5】           | 令和 2 年度 学校法人共済学院 第 2 回理事会 議事次第    |  |

## 基準 6. 内部質保証

| 基準項目                  |                             |    |
|-----------------------|-----------------------------|----|
| コード                   | 該当する資料名及び該当ページ              | 備考 |
| 6-1. 内部質保証の組織体制       |                             |    |
| 【資料 6-1-1】            | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 委員会規程     |    |
| 【資料 6-1-2】            | 令和 2 年度 第 1 回自己点検・評価委員会 議事録 |    |
| 【資料 6-1-3】            | 改善報告書                       |    |
| 【資料 6-1-4】            | 大学ホームページ（情報公開：点検・評価）        |    |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 |                             |    |
| 【資料 6-2-1】            | 2015 年度（平成 27 年度）自己点検評価書    |    |
| 【資料 6-2-2】            | 2016 年度（平成 28 年度）自己点検評価書    |    |
| 【資料 6-2-3】            | 平成 28 年度大学機関別認証評価報告書        |    |
| 【資料 6-2-4】            | 認証評価結果に対する改善報告書             |    |

|                |                                                   |  |
|----------------|---------------------------------------------------|--|
| 【資料 6-2-5】     | 大学ホームページ（情報公開：点検・評価）                              |  |
| 【資料 6-2-6】     | 学校法人共済学院 第 1 期中期経営計画（2020-2024）                   |  |
| 6-3. 内部質保証の機能性 |                                                   |  |
| 【資料 6-3-1】     | 認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）平成 28 年 3 月 18 日 中央教育審議会大学分科会 |  |
| 【資料 6-3-2】     | 日本保健医療大学 学則                                       |  |

#### 基準 A. 地域貢献・社会連携

| 基準項目               |                                    |    |
|--------------------|------------------------------------|----|
| コード                | 該当する資料名及び該当ページ                     | 備考 |
| A-1. 地域社会への協力体制と貢献 |                                    |    |
| 【資料 A-1-1】         | 第 13 回日本保健医療大学公開講座（案内ポスター）         |    |
| 【資料 A-1-2】         | 令和元年度子ども大学さつて                      |    |
| 【資料 A-1-3】         | 2019 年度「すぎと町民大学」学習計画（予定）           |    |
| 【資料 A-1-4】         | 第 10 回アニマルセラピー                     |    |
| 【資料 A-1-5】         | 大学ホームページ（お知らせ：熊坂隆行看護学科長が講演を行いました。） |    |
| 【資料 A-1-6】         | 学校法人共済学院 日本保健医療大学 委員会規程            |    |
| 【資料 A-1-7】         | 大学ホームページ（お知らせ：幸手市と包括的連携協定を締結しました）  |    |

#### 基準 B. 国際化に対応する医療職教育

| 基準項目                    |                     |    |
|-------------------------|---------------------|----|
| コード                     | 該当する資料名及び該当ページ      | 備考 |
| B-1. 医療現場の国際化に対応する医療職教育 |                     |    |
| 【資料 B-1-1】              | 大学ホームページ（本学の目標）     |    |
| 【資料 B-1-2】              | シラバス（国際文化論）         |    |
| 【資料 B-1-3】              | シラバス（国際保健学）         |    |
| 【資料 B-1-4】              | 大学案内 2019           |    |
| 【資料 B-1-5】              | 大学ホームページ（国際交流・海外留学） |    |

#### 基準 C. 実習

| 基準項目              |                |    |
|-------------------|----------------|----|
| コード               | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| C-1. 実践能力向上のための実習 |                |    |
| 【資料 C-1-1】        | 2019 年度実習要項    |    |
| 【資料 C-1-1】        | シラバス（評価実習）     |    |
| 【資料 C-1-1】        | シラバス（総合臨床実習Ⅰ）  |    |
| 【資料 C-1-1】        | シラバス（総合臨床実習Ⅱ）  |    |